広域連携について

取組内容の深化に向けた 計画段階での合意形成・利害調整

最近の地方制度調査会答申における言及

第30次地制調

大都市制度の改革及び基礎自治体の行政サービス提供体制に関する答申(平成25年6月25日)

- 第4 基礎自治体の現状と今後の基礎自治体の行政サービス提供体制
 - 3 具体的な方策
 - (4) 市町村間の広域連携の促進に向けた留意点

今後、市町村間の広域連携を一層促していくに当たっては、連携するメリットを住民にわかりやすく示すことが必要である。特に、既に一定の規模・能力を備え、広域連携において中心的な役割を果たすべき都市(地方中枢拠点都市や定住自立圏施策における中心市)と近隣の市町村が連携を行う場合には、それぞれのメリットが示される必要がある。同時に、中心的な役割を果たすべき都市のリーダーシップのあり方や、市町村間の新たな広域連携の仕組みを踏まえた財政措置のあり方、さらには法的責任の所在や構成団体の住民に対する説明責任のあり方についても検討を進めるべきである。

第31次地制調

人口減少社会に的確に対応する地方行政体制及びガバナンスのあり方に関する答申(平成28年3月16日)

- 第2 行政サービスの持続可能な提供のための地方行政体制
 - 1 広域連携等による行政サービスの提供
 - (1) 地方圏
 - ② 市町村間の広域連携が可能な地域
 - (a) 基本的な認識

市町村間の広域連携が可能な地域においては、第30次地方制度調査会答申で、核となる都市と近隣自治体との間で都市機能の「集約とネットワーク化」を進めることとされたことを踏まえ、柔軟な連携を可能とする仕組みである<u>連携協約制度を活用して、</u>現在形成が進んでいる連携中枢都市圏や定住自立圏(以下「連携中枢都市圏等」という。)が、人口減少社会に的確に対応するためのプラットホームとして重要である。

(略)

- (b) 連携中枢都市圏等の推進
- (b)-1 連携中枢都市圏等の形成

<u>圏域の形成には、そもそも連携中枢都市等も近隣市町村もそれ自体のみで存立できるものではなく、連携中枢都市等と近隣市町</u>村が相互依存の関係にあることで成り立っているという認識を前提とした信頼関係が必要である。

そのため、<u>連携中枢都市等と近隣市町村が、特定の課題にとどまらず、幅広い分野の課題について総合的に検討することを通じ</u>て圏域のビジョンを共同で作成すべきである。

また、首長同士の信頼関係も重要であるが、相互依存関係を前提とした信頼関係は、議会同士においても同様に重要である。 例えば、首長や議会は、住民に対して、個別の事務ごとではなく、圏域全体のまちづくりの方向性を示す中で説明責任を果たしていくことが考えられる。

最近の地方制度調査会答申における言及

他方、住民は、連携中枢都市圏等の形成の意義を共有し、当該圏域としての一体感を醸成することが必要である。また、企業は、 経済活動等を行う中で、圏域として取り組むことが効率的かつ効果的である事案について市町村に対し積極的に問題提起をすべき である。

<u>これらの主体が役割を果たせるよう、住民、企業やNPO等、多様な構成員からなる協議・懇談の場を設け、圏域の形成を進めていくべきである。</u>

(略)

(b)-2 連携中枢都市圏等における取組の強化・充実

(略)

連携中枢都市圏等形成当初は、圏域の中で比較的連携しやすい取組から始めることが重要であるが、<u>将来的には、人口減少の進行に応じ、例えば、インフラの広域再編等のように合意形成は容易ではないが圏域単位で対応していかなければいけないような困難な課題に対応していく必要がある。</u>

このような連携中枢都市圏等の取組を進めるためには、連携中枢都市等と近隣市町村が圏域の取組を円滑に行えるよう、権限、 財政、人材等の観点から地方行政体制を整備する必要がある。

(略)

住民の負託を受けた議会は、圏域での取組について、例えば、委員会を設ける等により不断にチェックすることが必要である。 そのためにも、<u>圏域の取組の状況については、関係市町村で情報を共有する仕組みを連携協約の中に規定する等、事務の適正な執</u> 行の確保のために必要な措置を講じるべきである。

(c) 連携中枢都市圏等以外の広域連携

圏域としては他の連携中枢都市圏等と同様の規模であるが、<u>当該圏域内に、規模・能力が一定以上の都市が複数存在するような</u>場合には、核となる都市と近隣市町村との間の広域連携である連携中枢都市圏等を形成することが困難である場合がある。

その際、<u>これらの都市等が、連携協約を活用して、政策の基本的な方針を共有し、連携中枢都市圏等における取組と同様の取組</u> を、圏域として統一的かつ一体的に実施することも考えられる。

このような場合においては、都道府県が、関係市町村から求めがあるとき等には、必要な情報提供や助言、取組に対する支援等を行うことも考えられる。

核となる都市がある地域における市町村間連携①(八戸圏域連携中枢都市圏)

- 地方圏の核となる都市と近隣町村との間では、定住自立圏・連携中枢都市圏の取組が行われており、必要な都 市機能・生活機能の確保について中心的な役割を担う中心市が、連携中枢都市圏の形成、ビジョンの作成等の合 意形成・利害調整について役割を果たしている。
- 八戸圏域連携中枢都市圏においては、新規創業促進、地域公共交通の確保、救急医療体制の充実、安全・安心 なまちづくりなどの連携事業を実施。
- 八戸圏域公共交通計画の共同作成においては、料金設定や財政負担の面で、八戸市が近隣町村や民間事業者 と個別に調整するなど、合意形成・利害調整に中心的な役割を果たしている。

連携中枢都市圏形成に至った経緯

- 青森県の南東部に位置する八戸圏域8市町村 は、昭和46年4月に八戸地域広域市町村圏事 務組合を設立する等、長年にわたり圏域が一 体となり、広域的な行政課題に取り組んできた。
- 平成21年9月に、八戸圏域定住自立圏を形成 し、生活関連機能の強化に係る連携を推進。
- 八戸市が平成29年1月に特例市から中核市に 移行するとともに、同年3月に定住自立圏と同 じ8市町村で連携中枢都市圏を形成。



主な取組

圏域全体の経済成長のけん引

はちのへ創業・事業承継サポートセンター事業

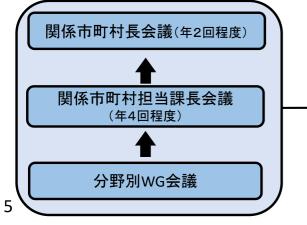
創業支援拠点である「はちのへ創業・ 事業承継サポートセンター」において、圏 域の各商工会と連携した相談対応やセ ミナー開催などによる支援を実施。

創業者の増加や円滑な事業承継によ り、雇用の場を維持・創出。

(創業件数36件うち圏域町村3件。(H30.4~H31.3末)



ビジョン作成に係る協議の枠組み



ビジョン懇談会(年2回程度

全20名

- 産業 3名 ·大学·研究機関 3名 1名
- 金融機関 1名 医療
- •福祉 1名 •教育 1名
- •地域公共交通 1名 1名 •雇用
- •男女共同参画 1名
- 構成町村 7名

高次の都市機能の集積・強化

八戸圏域公共交通計画推進事業

八戸圏域公共交通計画に基づき、広域路線バスの上限運賃政策等 を実施。

※ 計画については、八戸圏域定住自立圏において共生ビジョンに基づき共同で策定

圏域全体の生活関連機能サービスの向上

ドクターカー運行事業

救急医療体制の一層の充実を図るため、圏域の中核病院である八 戸市立市民病院にドクターカーを配備・運行。

(H22.3以降、出動件数1万1千件以上)

核となる都市がある地域における市町村間連携②(那須地域定住自立圏)

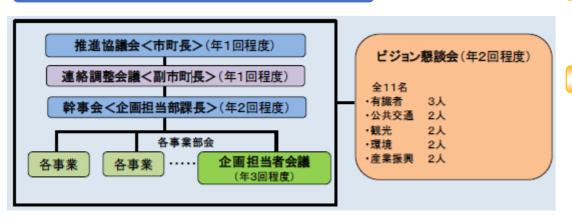
- 那須地域定住自立圏においては、公共交通ネットワークの構築や、オープンデータの推進などの連携事業を実施。
- 那須地域定住自立圏地域公共交通網形成計画の策定に当たっては、幹線区間及び交通拠点の調整について、 那須塩原市が中心となって近隣市町村との合意形成を実施。

定住自立圏形成に至った経緯

- 平成25年12月に、那須塩原市が定住自立圏構想推進要綱に基づく中心 市宣言。
- 中心市宣言後、平成26年4月に那須塩原市、大田原市、那須町、那珂川町は「那須地域定住自立圏推進協議会」を設立。
- 平成27年2月、那須地域定住自立圏の形成に関する協定を締結。
- 共生ビジョン懇談会、推進協議会等での検討を 経て平成27年11月に共生ビジョンを策定し、毎 年度各会議において協議・検討を実施。



ビジョン作成に係る協議の枠組み



主な取組

生活機能の強化

観光宣伝事業

栃木県北の玄関口である那須塩原駅の観光案内所に圏域の 観光情報を集約し、観光情報の発信、提供を行うことで、圏域の観光客 の増加、観光の活性化を目指す。

結びつきやネットワークの強化

公共交通ネットワーク事業

利用者を含めた住民アンケート調査等による交通実態調査を実施し、圏域内の公共交通に関する現状の分析や課題の整理を行い、地域公共交通網形成計画を策定し、圏域内の公共交通ネットワークの構築を図る。

圏域マネジメント能力の強化

外部人材招へい事業

地域人材の育成を図るとともに、地域資源の活用に必要な知識や助言を得るため、地域プロモーションの実践にあたり、外部の専門的な人材の登用及び活用を図る。

オープンデータ推進事業

新たなサービスやビジネスの創出による経済の活性化、官民協働による公共サービスの実現、行政の透明性・信頼性の向上のため、自治体が保有するデータを住民等が自由に利用できるオープンデータ化を進め、ウェブサイトの共同利用を実施。



核となる都市がない地域における市町村間連携①

- 核となる都市がない地域における市町村間の広域連携では、基本的に、市町村相互間の協議によって合意形 成・利害調整が行われているが、関係市町村で協議組織が設けられることも多い。その際、都道府県が、市町村間 の調整や助言等の支援を積極的に行っている事例もある。
- 静岡県において、市町村合併が進まなかった伊豆半島南部賀茂地域(総人口が約6万1千人)は、今後著しい人 口減少が想定される地域。賀茂地域広域連携会議(1市5町の首長、県特別補佐官がメンバー)を開催し、1市5町における行 政運営面での連携などについて、県も参画のうえ協議を行っている。

賀茂地域広域連携会議

【構成員】

県特別補佐官(議長)及び管内1市5町の首長並びに管内選出県

議会議員(参与)計8名

【事務局】

静岡県

【会議の目的】

県と1市5町の行政分野の連携や、官民・ 民民の連携強化に向けた政策協議の場

【開催実績】

23回(平成27年度~令和元年12月末)



賀茂地域広域連携会議

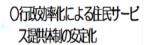
(智茂地域6市町長+静岡県特別補佐官・参与)

1/行政分野の連携~行政体制整備

教育委員会の共同設置、監査事務の共同化、地籍問首の共同実 ・施、技術的・朝間的知識を要する事務の共同処理(技術職員の共同 [利用) など

(2)官民・民民の連携~美しい伊豆創造センターの理念の実現

市域ではを越えた地域づくり、その基盤づくり

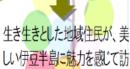


O産業育成・まちづくり分野への

人的資源配分

西伊豆町

○伊豆半島グランドデザインの 理念の実現



しい伊豆半島に魅力を感じて訪 れる人たちをもてなし交わる地 域の創造

<主な取組>

★指導主事の派遣・共同設置 | 職員派遣 |

機関等の共同設置

- ・指導主事未配置の5町に県の指導主事を派遣(平成26~28年度)
- ・県と1市5町で地方自治法に基づく連携協約を締結し、同法に基づき5町で 指導主事を共同設置(平成29年度~)

★消費生活センターの共同設置 || 連携協約 || || 機関等の共同設置 |

- 消費生活相談員の確保や単独でのセンター整備が難しい
- ⇒県と1市5町で地方自治法に基づく連携協約を締結し、共同設置規約を 制定して消費生活センターを共同設置(平成28年~) ⇒ 相談件数増

★障害者計画等の共同策定

・各種障害福祉サービスをはじめ、1市5町で共有しているサービスが多い ⇒1市5町で地方自治法に基づく協議会を設置(平成18年度~)し、計画 等を共同策定・推進

★税の徴収事務の共同処理

・県、市町の職員で「賀茂地方税債権整理回収協議会」を設置し、相互併任 による市町村税の徴収事務を共同で処理 ⇒ 収入率UP

★地籍調査の共同実施

専門知識を有した職員不足等の理由により、「賀茂地域における地籍調 査の共同実施に関する基本協定」を締結し、「賀茂地域地籍調査協議会」 を設置、市町職員の相互併任による実施体制を整備(平成28年度~)

核となる都市がない地域における市町村間連携②

〇 長野県において、町村のみで構成される木曽地域(総人口が約2万7千人)は、今後著しい人口減少が想定される地域。広域連合による事務の共同処理をベースとしつつ、木曽地域広域連携推進会議(3町3村の首長、県現地機関の長、広域連合事務局長がメンバー)を開催し、3町3村において広域連携により取り組むべき施策・事業について、県も参画のうえ検討を行っている。

木曽町

南木曽町

上松町

王淹村

木曽地域広域連携推進会議

【構成員】

管内3町3村の首長、県現地機関の長(地域振興局長、保健福祉事務所長、建設事務所長)及び広域連合事務局長

【事務局】

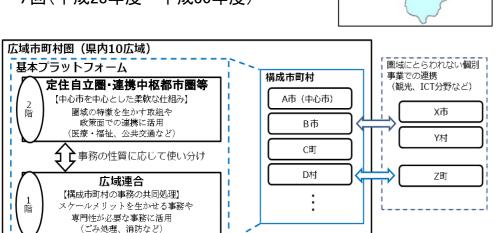
県木曽地域振興局

【目的】

県と3町3村により地域の特性を活かした 広域連携の在り方と、連携により取り組む 施策・事業を検討する場

【開催実績】

7回(平成28年度~平成30年度)



※全ての圏域で広域連合が設置されている長野県の特性を生かし、広域連合と、定住自立圏等中心市を中心とした柔軟な仕組みとの2層構造として、地域の実情や事務の性質に応じて使い分け

木曽広域自立圏

【趣旨】

- 人口減少社会において、市町村が行政サービスを持続的かつ効果的に提供できるよう、定住自立圏・連携中枢都市圏における中心市がない木曽地域において、3町3村が地方自治法に基づく連携協約を締結し、「木曽広域自立圏」を形成(平成30年3月~)
- 県は、広域連携施策・事業に対して、独自に人的・財政的支援

<主な取組>

★圏域内への移住・定住・交流促進 (連携協約)

・圏域の一体的な情報発信や移住相談体制の強化等により、移住・定住・交流の拡大を図るため、移住相談センターの運営やインターンシップ受入事業等を共同実施

★眺望景観の整備 連携協約

・木曽路の景観の向上等を図るため、観光ポイントの景観支障木の伐採、 河川や森林景観の整備、沿道の植栽や公共サインの整備等を共同実施

★公共交通の維持・改善 連携協約

・公共交通の運営の効率化や利便性の向上等を図るため、広域デマンド タクシーの運行等を共同実施

三大都市圏における市町村間連携①

第32次地方制度調査会 第31回専門小委員会資料を加工

- 三大都市圏における市町村間の広域連携でも、市町村相互間の協議によって合意形成・利害調整が行われ、必要 に応じて、関係市町村が参加する協議組織が設けられている。広域連携の枠組みはテーマに応じて複数存在する こともある。
- 神奈川県の藤沢市、茅ヶ崎市、寒川町は、地方自治法に基づかない任意の協議会として、「湘南広域都市行政協議 会」を設立(昭和37年)。協議会の運営基盤の強化を図るため、地方自治法に基づく法定協議会に改組(平成22年)。
- 7つの専門部会において、特定の課題解決に向けた取組や調査研究を実施。必要に応じて、交通事業者等の民間 事業者との協議、地域の経済団体や大学と連携した取組を実施するなど、行政以外の主体が協力。
- 協議会の活動として、これまで、図書館の広域利用、広域文化活動等をしているほか、協議会における調整を経て、 3市町で「湘南パスポートセンター」を開設し、神奈川県から権限移譲を受けたパスポート発給事務を共同処理。

湘南広域都市行政協議会

必要に応じて協力

民間事業者

経済団体

大学

NPO

事務研究部会

都市農業部会

広域ごみ処理部会

広域環境部会

IJ:71=7

産業振興部会

ものづくりワークショッ

プロ開催

広域文化活動部会



広域情報部会



〇パスポート発給事務

〇人権・男女共同参

○新たな広域連携施

画に向けた取組

策の調査研究

の共同処理

〇2市1町の農畜水 産物の魅力の発信

○新規就農者の受入 及び定着支援による 耕作放棄地の発生 防止及び解消

○湘南東ブロックごみ 処理広域化実施計画

〇し尿処理施設の広 域化の検討

の推進及び進行管理

○2市1町が連携した○工業見本市「テクニ 地球温暖化防止策の カルショウヨコハマ」 への共同出展

〇新たなエネルギー 〇若手経営者等の課 として期待される「水 題解決に向け「湘南 素」についての先進 事例視察等

〇湘南の魅力発見 プロジェクトの実施

研究及び情報共有

〇「社会保障・税番 号制度」、「オープン データ I 及び「ICT-BCP」等に係る調査

★ パスポート発給事務の共同処理

- ▶ 神奈川県から3市町に対し、パスポート発給事務を権限移譲(H24.7)。
- ▶ 茅ヶ崎市及び寒川町は、県から移譲されたパスポート発給事務及びパスポート申請 に伴う戸籍法に係る事務(全部事項証明書や個人事項証明書の交付等)について、藤 沢市に委託(H24.7開所)。

神奈川県

茅ヶ崎市 委託

藤沢市

2市1町住民の パスポート発給

委託

寒川町



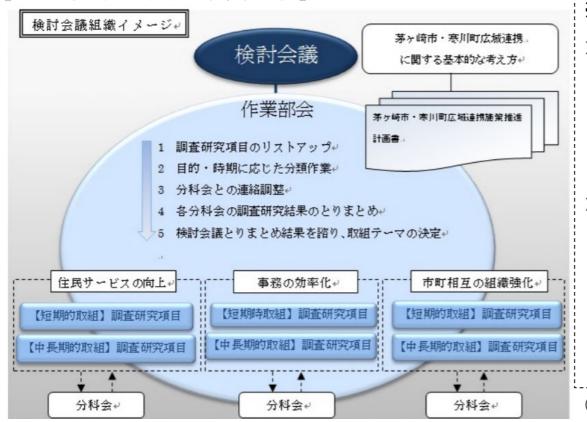
(出典)湘南広域都市行政協議会資料をもとに事務局作成

三大都市圏における市町村間連携②

第32次地方制度調査会 第31回専門小委員会資料

- 神奈川県の茅ヶ崎市と寒川町は、地理的にも歴史的にもつながりが深く、また、通勤、通学、経済活動、市民活動は 両市町の区域をまたいで展開されており、生活圏は共通。
- 広域連携に関する協定書(平成元年12月)に基づき、以下の取組を実施。
 - ✓ 茅ヶ崎市が寒川町に事務を委託(し尿処理:平成5年4月~、資源物処理:平成24年4月~)
 - ✓ 寒川町が茅ヶ崎市に事務を委託(火葬:平成6年4月~、可燃ごみ処理:平成14年10月~)
 - ✓ 消費生活相談窓口の相互利用(平成17年10月~)
- 両市町は、広域連携の取組のさらなる推進のため、「茅ヶ崎市・寒川町広域連携検討会議」を設置(平成24年11月) し、1市1町の広域連携に係る具体的な取組を示した「茅ヶ崎市・寒川町広域連携推進計画書」を策定。寒川町から 茅ヶ崎市への新たな事務の委託(不燃ごみ処理:平成27年4月~、消防指令業務:平成28年2月~)、各種相談窓 口の相互利用、施設の相互利用等を実施。

【茅ヶ崎市・寒川町広域連携検討会議】



※「湘南広域都市行政協議会」の取組との住み分け

- ▶ 「湘南広域都市行政協議会」では、2市1町の圏域(総人口約70万人)という規模を活かし、湘南パスポートセンターの設置や湘南東部医療圏域での看護師確保対策、地球温暖化防止に向けた湘南エコウェーブ活動などの取組を実施。
- 一方で、茅ヶ崎市と寒川町では、より身近な地域の結びつきがあり、医療分野や教育分野、経済分野等の枠組みや、都市計画区域や警察の管轄という行政の枠組みの活動単位が同一となっており、「茅ヶ崎市・寒川町広域連携検討会議」では、地域的な結びつきの強さを活かした広域連携の取組を実施。

(出典)茅ヶ崎市・寒川町広域連携検討会議資料をもとに事務局作成

市町村間の広域連携の合意形成・利害調整の手法の比較

- 核となる都市がある地域における市町村間連携として取組が進められている定住自立圏・連携中枢都市圏では、 必要な都市機能・生活機能の確保について中心的な役割を担う中心市が、その形成、ビジョンの作成等の合意形成・利害調整について役割を果たしている点に特徴がある。
- 一方、核となる都市がない地域における市町村間連携では、基本的に、市町村相互間の協議によって合意形成・利害調整が行われるが、関係市町村で協議組織が設けられることも多い。その際、都道府県が、市町村間の調整や助言等の支援を積極的に行っている事例もある。

助言等(助言等の支援を積極的に行っている事例もある。								
	核となる都市がある地域における市町村間の広域連携 (例:定住自立圏・連携中枢都市圏)	核となる都市がない地域における市町村間の広域連携							
合意形成• 利害調整	○核となる都市が、近隣市町村との間で、関係する事項について1対1 で協議することにより合意形成・利害調整。協議組織(広域行政機 構)を設けることは前提とされていない。	○関係市町村相互間の協議によって合意形成・利害調整。関係市町村で協議組織(広域行政機構)が設けられることも多い。 ○都道府県が一定の役割を果たす場合もある。							
の手法	(例)中心市と近隣市町村が1対1で定住自立圏形成協定・連携協約を 締結した上で、中心市が、近隣市町村と関係する事項について 協議して、ビジョンを策定	(例)関係市町村で法定又は任意の協議会を設け、協議会におい て、広域計画を策定							
合意形成・ 利害調整 の特徴	 ○合意形成・利害調整について、核となる都市が役割を果たしている。 ○核となる都市による近隣市町村との間での合意形成・利害調整は、当該市町村に関係する事項について行われる。 ○合意形成・利害調整に責任を持つ主体や、決定事項について責任を持つ主体が明確。 ○近隣市町村の要望・意向が十分に反映されない、また、近隣市町村が積極的に参画することにならないとの指摘あり。 	 ○基本的に、合意形成・利害調整について、特定の市町村が役割を果たすものとはされていない。 ○基本的に、連携する全ての事項について、全ての市町村が関与して合意形成・利害調整が行われる。 ○合意形成・利害調整に責任を持つ主体が不明確で、各市町村の要望・意向をそのまま盛り込むことになりがち、また、意見の集約や役割分担が困難な場合もあるとの指摘あり。 							
合意形成・ 利害調整の 手法に関す る法制度	ビジョンの作成、フォローアップ等、核となる都市が、近隣市町村と の間で行う合意形成・利害調整の手続は、国の助言(要綱)を踏ま えて任意ベースで行われている。	〇関係市町村で組織する協議組織(広域行政機構)について、(任 意の組織として設けるほか、)地方自治法に基づき、協議会等を 設けることが可能。							
合意の実効性を担保する法制度	(作成されたビジョンについては、法的な位置付けはない。 〇核となる都市と近隣市町村の間で合意された役割分担については、	〇協議会の「広域の総合的な計画」については、構成市町村は「計画に基づいて事務を処理しなければならない」とされている。 〇合意された役割分担については、市町村間の1対1の関係で、							

自治法に基づき、「連携協約」として定めることが可能。

自治法に基づき、「連携協約」として定めることが可能。

広域行政圏と定住自立圏・連携中枢都市圏の評価

- ●「自治体連携の法的考察」(斎藤 誠 東京大学大学院法学政治学研究科教授) (広域連携の未来を探る—連携協約・定住自立圏・連携中枢都市圏—(2016.3 日本都市センター))
- 6 連携実務からの示唆ー研究会における調査・議論をふまえてー

…連携協約方式のメリットとして、従前の協議会方式と比較すると、<u>協議会方式には、やはり固定的な面があり、例えば、協議会</u> を構成する市町村及びその部局からすると、あの事務・事業は協議会の仕事であるとして、次第にひとごとのような意識が醸成され <u>る点も問題である旨の指摘があった</u>。一部事務組合等、法人格を持った仕組みに比較すると、協議会は法人格を持たず、法的には柔軟な面があるはずであるが、組織的観点からは、協議会のような固有の組織を持たない連携協約に、行政運営上の効率性についての期待がかかる所以でもあろう。もっとも、この点は、連携に対する住民のコントロールという観点からも考える必要がある。

- ●「圏域における新しいマネジメントと人材育成」(横道 清孝 政策研究大学院大学教授) (月刊自治フォーラム 2009.8)
- 3 広域市町村圏における圏域マネジメント
- …このように、広域行政機構の強化を図るための制度改正や財源措置が行われたにもかかわらず、<u>広域行政機構は、圏域マネジメ</u>ントの主体として十分な力を発揮することができなかった。
- (略)四次にわたって策定された<u>広域市町村圏計画は、圏域全体を見渡した合理的な施設やネットワークの整備計画というよりも、</u> <u>圏域を構成する各市町村の要望や意向が強く反映されたものであった。</u>事務局の体制が不十分なこともあって、広域行政機構には、 計画策定のための企画・調整能力が不足していたのである。
- これは、広域行政機構の意思決定主体としてのあり方とも深く関係している。広域行政機構は、圏域を構成するすべての市町村の 合意がなければ意思決定をすることができなかった。一部事務組合の場合でみると、その議会の議員は、構成市町村の議会議員の中 から選ばれており、彼らは、それぞれの議会の意思を代表していたのである。

その結果、圏域全体の発展・整備を考えた計画というよりも、当該圏域を構成する各市町村の発展・整備を優先した計画(すなわち、各構成市町村の要望をそのまま盛り込んだような計画)が決定されてしまうことになった。

5 定住自立圏構想へ

…すなわち、<u>広域市町村圏では、広域行政機構を新たに作り、それを圏域マネジメントの主体として育てていくとともに、それが</u> <u>策定する圏域計画に基づき圏域の総合的整備を図っていこうとしていたのに対して、定住自立圏では、既に存在する中心市に圏域マ</u>ネジメントの主体としての役割を期待し、そのリーダーシップの下で圏域全体のサービス提供等を図っていこうとするものである。

これまでの調査審議における主な意見

(広域連携の取組の計画作成段階と執行段階を分けて考える必要性)

- 自治体の業務を、計画を作成する部分と、作成した計画に基づいて執行する部分に分けて考えた場合、執行面については柔軟に連携・協力するための仕組みが整っている一方、計画作成面については、マイナスサムの局面で競争すべきでないところでの競争はやめる合意をしたり、地域の中で人の流動に応じた交通網を確保するため、複数の自治体を通じて計画の統一化、整合性の確保を図るという連携も期待されるのではないか。
- 広域連携として、計画を作成する場面を想定する考えには共感。<u>定住自立圏等では、ビジョンや連携協約等において、</u> <u>圏域として戦略的に取り組む方向性がビルトインされているにも関わらず、計画作成の場面で十分に機能していないのであれば、定住自立圏等の制度のあり方も含めて検討する必要があるのではないか。</u>
- 圏域としてのマネジメントをどう行っていくかは広域連携では非常に重要。一緒に地域の未来を作っていけるよう、<u>き</u> ちんと意見交換をしながら、戦略をつくってマネジメントする体制の強化も必要ではないか。
- 三大都市圏には、人口は多いものの面積は小さい自治体が多く存在。中規模で、富裕な自治体であっても、人口減少の 影響は避けられない。三大都市圏は、広域連携の動きがあまり出てきていないが、将来のデータは厳しい。執行面での 自立性は確保できたとしても、計画作成面で効率的な計画を作る必要性は増してくるのではないか。何らかの圏域的な ものを考える必要はあるのではないか。

(広域連携における中心市と近隣市町村とのコミュニケーションの充実の必要性)

- (連携中枢都市から)近隣市町村のニーズを把握することなく取組を進めてきた点が反省点。連携のためには、コミュニケーションを密にとるという点と、連携が効果的な事業を探し出すという点が重要ではないか。
- ・ (近隣市町村から)連携中枢都市圏の事業について、周辺市町村として事業の枠には入っているが、恩恵を受けられていない。圏域全体として均衡のある発展は難しいと感じている。
- 連携中枢都市圏に取り組んでいるが、効果を実感できていない。
- 連携中枢都市の意向で近隣市町村の主体性が損なわれることや、近隣市町村の切り捨てにつながらないかが心配。

これまでの調査審議における主な意見

(広域連携における公共私の連携、デジタル化の取組の必要性)

- 連携中枢都市圏において行われている取組を見ると、<u>公共私の連携やデジタル化に関連する取組が少ない</u>ように思う。 そういった取組を行うための広域連携が必要ではないか。
- 現在の広域連携に関する法制度的には、自治体間のコミュニケーションや、住民や共私等の主体とのコミュニケーションについては入っていない。こうした部分についても考えていかなければならないのではないか。
- <u>三大都市圏においては、公共私連携と組み合わせた自治体間連携を促していくのが重要</u>であり、そうした取組の横展開が必要ではないか。

(三大都市圏における計画段階の市町村間連携の必要性)

- 地方圏では、中心市に集まる形で人が移動し、近隣の自治体間のつながりが強い。一方で、三大都市圏では、少し離れた通勤・通学先とつながって人が移動しており、近隣の自治体間のエリアでは日常生活が完結していない。三大都市圏の近隣の自治体内では、直接的な人の往来が少なく、地域の一体感もなかなかできず、地域の将来像を共有する上では、何らかの体制整備や工夫が必要になるのではないか。
- 定住自立圏・連携中枢都市圏の存在を前提として、市町村連携による都道府県からの権限移譲に係る仕組みを導入することになると、現行制度の対象外とされている三大都市圏では新しい仕組みを活用できないということになるが、地域によって扱いが異なることについて議論が出てくる可能性もあるのではないか。
- 今後、人口減少や高齢化、公共施設の更新が課題になる中で、<u>公共施設等の配置や更新のあり方は、特に三大都市圏でより深刻になるものと見込まれるところであり、計画レベルでの広域的なマネジメントが重要になるのではないか</u>。
- 三大都市圏では、一般市が並び立ち、連携が進んでいないということかと思うが、例えば、保健所はA市、児童相談所はB市、といった形で役割分担に取り組むことを1つの突破口として、都道府県がきっかけを作りながら、市町村間の広域連携を進められるようになるとよいのではないか。

議論の着眼点(案)

第32次地方制度調査会 第27回·第30回専門小委員会資料を加工

○ 今後、2040年頃にかけて、人口減少と高齢化が全国的に進行することが見込まれる中で、市町村間の広域連携の取組について、資源・専門人材の共同活用や、公共施設等の適正配置、市町村の区域をまたぐ公共交通網の整備、都市計画の広域調整など、合意形成が容易でない課題への対応を進め、内容を深化させていくことが必要ではないか。

その際、<u>市町村間の広域連携を、計画段階と計画に基づく事務の執行段階に分け、前者に焦点</u>を当てて考える必要があるのではないか。

○ 核となる都市がない地域における市町村間の広域連携に当たっての合意形成・利害調整は、基本的に、市町村相互間での協議として行われている。さらに、関係市町村で協議組織を設けたり、こうした協議組織を地方自治法に基づく協議会(合意形成や、実効性等について規定が設けられている)として設ける事例も見られ、合意形成・利害調整を円滑に行い、広域連携を安定的・継続的なものとするために有用な取組と考えられるが、あくまでも合意形成・利害調整は市町村間で行われるものであり、市町村の主体性に十分留意する必要があるのではないか。

また、<u>関係市町村からの求めに応じて、都道府県が、必要な情報提供、助言、取組に対する支援を行うことや、市町村間の利害調整、合意形成に向けた調整を行うことも重要</u>ではないか。

○ 他方で、核となる都市がある地域における市町村間の広域連携については、最近の地方制度調査会答申でも、定住自立圏・連携中枢都市圏が人口減少社会に的確に対応するためのプラットホームとして重要であるとしているが、広域的な産業政策などの比較的連携しやすい取組から実績が積み上げられてきており、合意形成が容易でない課題への対応など、取組内容の深化をどのように図っていくか。

例えば、以下のような点について検討してはどうか。

- ✓ <u>合意形成・利害調整を円滑に進める仕組み</u>。定住自立圏・連携中枢都市圏では、合意形成・ 利害調整について、中心市が役割を果たしていることに特徴があり、このような点で、かつての 広域行政圏や、核となる都市がない地域における市町村間の広域連携とは異なるが、取組内容 の深化に向けて、合意形成・利害調整を円滑に進めるために何らかの方策が考えられるか。
- ✓ 核となる都市と近隣市町村の関係の緊密化。近隣市町村からは、近隣市町村にはあまり効果が感じられないとの意見があり、また、核となる都市からも、連携の取組に対して近隣市町村の関わりが受動的であるとの意見があることをどう考えるか。

本来、核となる都市と近隣市町村が相互に役割分担を行い連携・協力することにより、全体の活性化を図ることを目的とするものであることを踏まえ、近隣市町村の意見が適切に反映されるような方策、また、連携の取組への積極的な参画を確保するための方策を考える必要があるのではないか。

✓ 公共私の連携の充実。定住自立圏・連携中枢都市圏は、暮らしに必要な医療・介護、買い物、 娯楽、交通なども含めた都市機能・生活機能を確保していく取組であるが、こうした機能は、行政 のみではなく、民間事業者による経済活動としてのサービス提供や、コミュニティ組織、NPO等の 共助の担い手による活動によって確保されている。

こうした観点からは、公共私の連携は、市町村間の広域連携によって、サービスの提供体制を構築するに際しても重要であり、共私の主体の積極的な参画を促進するための方策を考える必要があるのではないか。

核となる都市と近隣市町村の関係の緊密化について

定住自立圏・連携中枢都市圏における合意形成・利害調整の枠組み

○ 核となる都市のある地域における市町村間連携として取組が進められている定住自立圏・連携中枢都市圏については、①中心市宣言、②協定・連携協約の締結、③ビジョンの策定、④定期的な協議が行われるものとされており(国の助言(要綱))、合意形成・利害調整も、こうした枠組みにおいて行われている。

① 連携中枢都市宣言(中心市宣言)

○ 地方圏において相当の規模と中核性を備える中心都市が、近隣の市町村との連携に基づいて、<u>都市圏の将来像を描き、圏域全体の経済をけん引し圏域の住民全体の暮らしを支えるという役割を担う意思</u>を有すること等を表明

② 連携協約 (定住自立圏形成協定) の締結

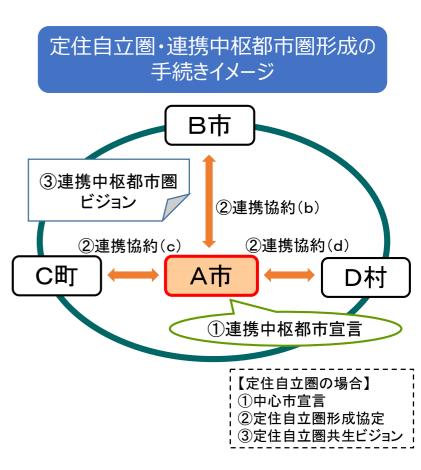
- 中心市と近隣市町村が、<u>圏域全体の方向性、連携する分野、役割分担等を</u>
- 規定した連携協約(定住自立圏形成協定)を締結
- ※ 議会の議決を要する

③ 連携中枢都市圏ビジョン(定住自立圏共生ビジョン)の策定

- 〇 中心市が、連携中枢都市圏(定住自立圏)を対象として、<u>連携協約(定住自</u> 立圏形成協定)に基づく具体的取組等について、各近隣市町村と当該市町村 に関連する部分について協議を行い策定
- 〇 関係者の意見を幅広く反映させるため、産学金民の関係者を構成員(※)とした た「連携中枢都市圏ビジョン懇談会(圏域共生ビジョン懇談会)」において検討
 - ≪構成員≫・産業、大学・研究機関、金融機関、医療、福祉、教育、地域公共交通等の代表者
 - ・地域コミュニティ活動・NPO活動の関係者
 - ・大規模集客施設、病院等都市集積が生じている施設等の関係者 等

④ 定期的な協議・ビジョンの進捗管理

- 〇 中心市と近隣市町村の長の<u>定期的な協議</u>
 - ビジョンについて、KPIを設定し進捗管理



※定住自立圏構想推進要綱・連携中枢都市圏構想推進要綱 をもとに作成

核となる都市と近隣市町村との協議・意見交換(要綱)

〇総務省自治行政局長「定住自立圏構想推進要綱について(通知)」(平成20年12月26日総行応第39号)ほか 「定住自立圏構想推進要綱」

- 第6 定住自立圏共生ビジョン
- (5) 定住自立圏共生ビジョンに関する近隣市町村との協議 宣言中心市は、定住自立圏共生ビジョンの策定又は変更に当たって、<u>各近隣市町村に関連する部分について当該市町</u>村と個別に協議を行うものとする。
- (7) 定住自立圏共生ビジョンに関する意見交換

宣言中心市は、定住自立圏共生ビジョンに関し<u>意見交換を行うため、少なくとも一年に一回、圏域内の全ての市町村長による懇談の場を設ける</u>ものとする。

〇総務省自治行政局長「地方中枢拠点都市圏構想推進要綱について(通知)」(平成26年8月25日総行市第200号)ほか ※平成27年1月に「地方中枢拠点都市圏構想推進要綱」を「連携中枢都市圏推進要綱」へと改正

「連携中枢都市圏構想推進要綱」

- 第5 連携中枢都市圏形成に係る連携協約
- (2)連携中枢都市圏形成に係る連携協約に規定する事項

連携中枢都市圏形成に係る連携協約においては、宣言連携中枢都市及びその連携市町村が連携して圏域全体の政策を推進するという観点から、少なくとも以下の事項について規定するものとする。

- ⑥ 宣言連携中枢都市の市長と連携市町村の長との定期的な協議
 - 宣言連携中枢都市の市長と連携市町村の長は、<u>両者の間の丁寧な調整を担保する観点から、定期的に協議を行う</u>ことを規定するものとする。
- 第6 連携中枢都市圏ビジョン
- (5) 連携中枢都市圏ビジョンに関する連携市町村との協議

宣言連携中枢都市は、連携中枢都市圏ビジョンの策定又は変更に当たって、<u>各連携市町村に関連する部分について当該市町村と個別に協議を行う</u>ものとする。

核となる都市と近隣市町村の関係の緊密化(現場の意見)

○ 総務省が開催した連携中枢都市圏での取組を実施している32圏域の中心市による意見交換会(令和元年11月)、総務省による定住自立圏の中心市(114市)に対する調査(令和元年7月総務省実施)等では、近隣市町村との関係に関して、定期的な意見交換や事業の進捗報告などにより関係強化が図られているとする意見がある一方、近隣市町村の一部から連携の効果があまり感じられないとの声が上がっているといった意見や、近隣市町村の関わりが受動的であるといった意見が寄せられている。

(中心市と近隣市町村の関係強化のための取組)

- 首長会議(年1~3回程度)や企画担当課長(年3~5回程度)等を開催し、定期的に近隣市町村と意見交換。
- 毎月企画部門を通じて全連携<u>事業の進捗状況報告を行うなど、定期的に情報共有</u>を行っている。
- 会議は近隣市町村においても開催しており、会議終了後には懇親会を実施するなど「顔の見える関係」「ものが言える関係」 を大事にしている。台風被害の際、比較的被害の少ない近隣市町村から職員派遣の申し出があるなど、<u>圏域形成による連携効果が現れ始めている</u>。
- 近隣市町村の2市町から、それぞれ1人ずつ職員派遣を受け入れており、当該職員の経験や見解を連携事業等に反映。

(中心市と近隣市町村の関係の課題)

- 「<u>連携によるメリット(財政措置含む)が見えにくい」との意見が寄せられており</u>、住民や議会に対して連携の効果が実感しや すい「目玉事業」の創出が課題。
- <u>圏域内の格差拡大を懸念</u>する意見もある。
- 連携事業を検討するWGを設置しているが、<u>近隣市町村からの提案・事業参加の度合いは低い</u>。何か提案しやすくなるような 仕掛けをしなければならないと考えている。
- <u>近隣町村からの取組の提案や意見が少なく、ほとんど中心市の意見のみによって取組が決められてしまっていることが課題</u>であるため、近隣市町村から積極的な意見が得られるような仕組みを検討している。
- 連携事業の検討について、従来は、中心市が半ば一方的に提案した連携事業について、近隣市町村が参加するか否か判断する形式であったが、必ずしも各市町村のニーズに沿っていないため、手法を一新。事業分野ごとに中心市と近隣市町村の担当者を集めた検討部会を設置し、連携したい取組を提案してもらう形にしたところ、以前よりも多くの提案がなされている。

核となる都市と近隣市町村の関係の緊密化① (分野別W G等の設置:八戸圏域連携中枢都市圏)

- 八戸圏域連携中枢都市圏では、近隣町村の意見を連携事業に反映するため、分野別のワーキンググループ等を設置し、各町村の担当職員レベルから段階的に協議・検討を進めており、このような丁寧な協議が、近隣町村からの提案による取組の増加や、都市圏としての取組内容の深化につながっている。
- また、連携協約の変更(議決事項)と伴わないビジョンを変更であっても、連携事業を追加・変更を行う場合には、各市町村議会へ事業内容等の説明を行っている。

都市圏事業の決定に係る意見交換等のスキーム

分野別WG会議

圏域事業を32分野に分け、分野ごとに八戸市、連携町村の各事業課担当者によるワーキンググループを設置し、協議・検討(必要に応じ適宜開催)

関係市町村担当課長会議

分野別WGにて検討された圏域事業について、八戸市、連携町村の企画担当課長による総合調整(年4回程度開催)

関係市町村長会議

関係市町村担当課長会議において整理された圏域事業について、八戸市、連携 町村の首長による意思決定(年2回程度開催)

ビジョン懇談会

各首長により意思決定の行われた圏域事業について、有識者(産学金、医療、福祉、労働団体等の代表者や関係者等)等からの意見聴取(年2回程度開催)

各市町村議会

関係市町村の各議会における事業内容の説明(3月議会)

近隣市町村からの提案や要望により開始した取組事例

≫地場産品の販路拡大事業

圏域内の事業者を対象に、首都圏等での大規模展示・ 商談会に出展し、販路拡大を図る。

➢高校生地域づくり実践プロジェクト

高等学校の生徒が圏域内で取り組む地域振興や地域 貢献、地域課題の解決等を目的とした事業又は活動の 企画に対して助成金を交付するとともに、地域と高等学 校・生徒の交流促進を図る。

→縁結び支援事業

圏域の地域特性に合わせた支援事業の実施や、圏域内の結婚支援に関する情報の共有を行うほか、文化体験型の婚活イベント開催により、結婚に向けた機会の増加や、定住意識の高揚等を図る。

▶漁業就業支援事業 (一部検討中)

漁業就業や漁業に必要な技能習得・資格取得の方法 について情報収集し、パンフレットの作成やホームページ 等にて情報発信を行い、就業希望者の技能習得・資格 取得の促進や、現場で求められる人材の確保を図る。

核となる都市と近隣市町村の関係の緊密化②(近隣市町村からの提案の募集等:熊本連携中枢都市圏)

- 熊本連携中枢都市圏では、これまで連携事業の検討を行う際に熊本市から提案し、近隣市町村がそれに参加する か否か判断する形が中心であったが、その手法では近隣市町村との意見交換・合意形成が不十分であるとの指摘 を踏まえ、令和元年度から手法を見直し。
- 初めに連携事業の希望調査を近隣市町村に行い、そこで提案のあった取組について、各市町村の職員によって構成される「検討部会」「作業部会」において協議・検討を行うことで、近隣市町村とより丁寧な意見交換・合意形成を経て、連携事業の決定を行うこととしている。

都市圏事業の決定に係る意見交換等のスキーム

連携事業希望調査

熊本市から近隣市町村に対し、「圏域での連携を希望する取組」の調査を実施 (令和元年度に回答があった「連携を希望する取組」の数:132件)

検討部会

- ・調査で提案された取組を、熊本市・近隣市町村の企画担当課により5つの 分野(総務/健康福祉/経済観光・農水/環境/都市基盤)に整理
- 各作業部会の総合調整 (年2回程度開催)

作業部会

検討部会において整理された取組について、熊本市・近隣市町村の各事業 課担当者による具体的な協議・検討(作業部会毎に年2~3回程度開催)

ビジョン懇談会

新たな連携事業や連携ビジョンの見直しについて、有識者(県商工会・大学・医療機関などの代表者)からの意見聴取(随時開催)

首長会議

検討部会・作業部会において「翌年度からの実施が可能」と整理された取組について、熊本市・近隣市町村の首長による意思決定(年1回開催)

近隣市町村からの提案や要望により開始した取組事例

※各「作業部会」において検討中の項目含む

➤給食調理場の共同利用

給食センターが老朽化している市町村について、 建て替えコスト等の削減を図るため、熊本市等の 給食センターを共同利用し、学校給食の調理及び 広域配送等を行う。

- ➤圏域内での人事交流・人材派遣 確保が困難となってきている専門技術職員(保健 師や技師等)について、圏域市町村内での人事交 流や相互派遣を行う。

核となる都市と近隣市町村の関係の緊密化③ (人事交流等によるコミュニケーションの強化)

○ 定住自立圏・連携中枢都市圏を構成する各市町村の相互理解の促進や一体感の醸成を図ったり、異なる経験や発想を共有し新たなネットワークや施策の形成に生かすため、市町村間の職員相互派遣や、官民含めた異業種交流研修を実施している事例がある。

広島広域都市圏

圏域市町の人事交流

・圏域内市町の相互理解の促進、連携体制の緊密化及び職員 の資質の向上等を図るため、希望業務等のマッチングを行った 上で圏域内市町間における職員の相互派遣等を実施(在勤期 間1~2年)

【令和元年度実績】

- ・広島市と圏域内5市2町が各1名相互受け入れ(計14名)
- 大竹市と廿日市市が各1名相互受け入れ(計2名)

さっぽろ連携中枢都市圏

圏域市町村との人事交流

- ・連携中枢都市である札幌市が、近隣市町村職員の経験や見解 を連携事業等に反映するため、近隣市町村から職員派遣を受け 入れ(在勤期間1~2年)
- ・派遣された近隣市町村職員は、札幌市の企画部門で連携中枢 都市圏事業に従事

【令和元年度実績】

恵庭市、当別町から各1名受け入れ(計2名)

八戸圏域連携都市圏

学官連携地域シンクタンク(八戸市都市研究検討会)

・ハ戸工業大学、ハ戸学院大学、ハ戸工業高等専門学校の市内 高等教育機関3校とハ戸市が連携して、地域の政策課題につい て調査研究する地域シンクタンクを設置し、近隣市町村の職員も 参加して共同研究を実施(年間11回程度)

【令和元年度検討テーマ】

「若者の地域定着とU・I・Jターン可能なまちづくりに関する研究 ースポーツと多文化の視点からー」

【令和元年度実績】

八戸市職員2名、階上町職員1名、高等教育機関3校の教授等6名でプロジェクトチームを組織

石川中央都市圏

異業種交流研修

・多様な分野や立場で勤務する官民の職員が、グループ討議等を通じ、各々が直面している課題や組織の枠を超えた発想を共有することにより、新たな人的ネットワークや地域資源の活用策を構築することを目指し、官民共同の異業種交流研修を実施 (毎年1回)

【令和元年度参加者(39名)】

金沢市、連携市町、北陸財務局、金沢大学、民間企業 等

核となる都市のある地域における市町村間連携に 当たっての合意形成・利害調整を円滑に進める 仕組みについて

定住自立圏・連携中枢都市圏における合意形成・利害調整の枠組み(再掲)

○ 核となる都市のある地域における市町村間連携として取組が進められている定住自立圏・連携中枢都市圏については、①中心市宣言、②協定・連携協約の締結、③ビジョンの策定、④定期的な協議が行われるものとされており(国の助言(要綱))、合意形成・利害調整も、こうした枠組みにおいて行われている。

① 連携中枢都市宣言(中心市宣言)

○ 地方圏において相当の規模と中核性を備える中心都市が、近隣の市町村との連携に基づいて、<u>都市圏の将来像を描き、圏域全体の経済をけん引し圏域の住民全体の暮らしを支えるという役割を担う意思</u>を有すること等を表明

② 連携協約(定住自立圏形成協定)の締結

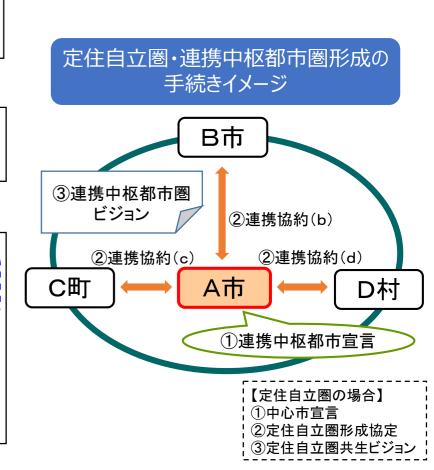
〇 中心市と近隣市町村が、<u>圏域全体の方向性、連携する分野、役割分担等を</u> 規定した連携協約(定住自立圏形成協定)を締結 ※ 議会の議決を要する

③ 連携中枢都市圏ビジョン(定住自立圏共生ビジョン)の策定

- 中心市が、連携中枢都市圏(定住自立圏)を対象として、<u>連携協約(定住自</u> 立圏形成協定)に基づく具体的取組等について、各近隣市町村と当該市町村 に関連する部分について協議を行い策定
- 〇 関係者の意見を幅広く反映させるため、産学金民の関係者を構成員(※)とした「連携中枢都市圏ビジョン懇談会(圏域共生ビジョン懇談会)」において検討
- ≪構成員≫・産業、大学・研究機関、金融機関、医療、福祉、教育、地域公共交通等の代表者
 - ・地域コミュニティ活動・NPO活動の関係者
 - ・大規模集客施設、病院等都市集積が生じている施設等の関係者 等

④ 定期的な協議・ビジョンの進捗管理

- 〇 中心市と近隣市町村の長の<u>定期的な協議</u>
- 、○ ビジョンについて、KPIを設定し<u>進捗管理</u>



※連携中枢都市圏構想推進要綱・定住自立圏構想推進要綱 をもとに作成

定住自立圏共生ビジョン・連携中枢都市圏ビジョン(要綱)

〇総務省自治行政局長「定住自立圏構想推進要綱に ついて(通知)」(平成20年12月26日総行応第39号)ほか

【定住自立圏構想推進要綱】

- 第6 定住自立圏共生ビジョン
- (2) 定住自立圏共生ビジョンの定義

定住自立圏共生ビジョンは、宣言中心市が、当該宣言 中心市を含む定住自立圏を対象として(3)に規定する 事項について記載するもの…をいう。

(3) 定住自立圏共生ビジョンに記載する事項

定住自立圏共生ビジョンにおいては、以下の事項について記載するものとする。

- ① 定住自立圏及び市町村の名称
- ② 定住自立圏の将来像
- ③ 定住自立圏形成協定に基づき推進する具体的取組

②の規定により提示する将来像の実現に向けて、 各定住自立圏形成<u>協定等において規定された事項に</u> 基づき、関係市町村が連携して推進していく具体的 取組の内容を記載するものとする。

取組の記載に当たっては、具体的内容や実施スケジュール等に加えて、関連する市町村の名称及び根拠とする各定住自立圏形成協定等の規定を明確に記載するものとする。併せて、予算措置を伴うものにあっては、総事業費や各年度の事業費等の見込みも含めて記載するものとする。

- ④ 定住自立圏共生ビジョンの期間
- ⑤ 成果指標

〇総務省自治行政局長「地方中枢拠点都市圏構想推 進要綱について(通知)」(平成26年8月25日総行市第200 号)ほか

※平成27年1月に「地方中枢拠点都市圏構想推進要綱」を「連携中枢都市圏推進要綱」へと改正

【連携中枢都市圏構想推進要綱】

- 第6 連携中枢都市圏ビジョン
 - (2)連携中枢都市圏ビジョンの定義

連携中枢都市圏ビジョンは、宣言連携中枢都市が、当該宣言連携中枢都市を含む連携中枢都市圏を対象として(3)に規定する事項について記載するもの…をいう。

(3) 連携中枢都市圏ビジョンに記載する事項

連携中枢都市圏ビジョンにおいては、以下の事項について記載するものとする。

- ① 連携中枢都市圏及び市町村の名称
- ② 連携中枢都市圏の中長期的な将来像
- ③ 連携中枢都市圏形成に係る連携協約等に基づき推進する具体的取組

②の規定により提示する将来像の実現に向けて、 各連携中枢都市圏形成に係る<u>連携協約等において規定された事項に基づき、関係市町村が連携して推進していく具体的取組の内容を記載する</u>ものとする。 取組の記載に当たっては、具体的内容や実施スケ

取組の記載に当たっては、具体的内容や実施スケジュール等に加えて、関連する市町村の名称及び根拠とする各連携中枢都市圏形成に係る連携協約等の規定を明確に記載するものとする。併せて、予算措置を伴うものにあっては、総事業費や各年度の事業費等の見込みも含めて記載するものとする。

- ④ 具体的取組の期間
- ⑤ 成果指標

合意形成・利害調整を円滑に進める仕組み(現場の意見)

○ 総務省が開催した連携中枢都市圏での取組を実施している32圏域の中心市による意見交換会(今和元年11月)、総務省による定住自立圏の中心市(114市)に対する調査(今和元年7月総務省実施)等では、取組内容の深化に関して、市町村間で地域の実情の相違等によって合意形成・利害調整に苦心している実情が聞かれる。また、公共施設の広域的な適正配置、広域的な公共交通網の構築など広域的なまちづくりの課題や、資源や専門人材の共同活用に取り組む必要があるという意見がある一方で、合意形成・利害調整を懸念する声が聞かれる。

(広域的なまちづくりの課題や、資源・専門人材の共同活用など、合意形成・利害調整が困難な取組の必要性と課題)

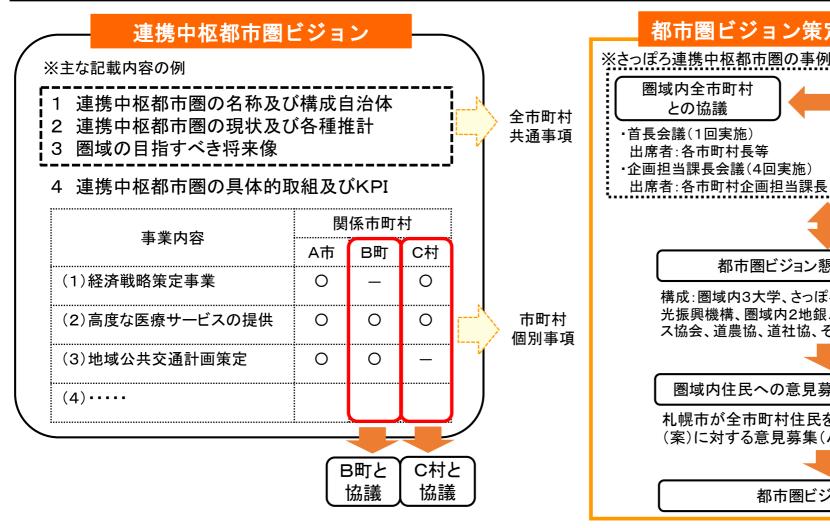
- 将来にわたって<u>持続可能な都市圏を形成していくため、都市圏内の公共交通ネットワークや公共施設等のリンクも含めた全</u>体最適化など、圏域ネットワークの一層の充実を図っていきたい。
- 高次都市機能の市域をまたぐ集約・再編を進める場合には、市町村間の調整が困難を極めることが想定。
- 小規模市町村では法務担当職員や建築技術職員がいない団体もあり、技術職員の共同採用、技術的なノウハウの共有、電算業務の共有化など、基盤的業務(人事、財務、ICT、法規等)のノウハウ共有や共同化により都市圏のマネジメント強化を図る取組が求められる。
- 圏域全体の経済成長のけん引、高次の都市機能の集積・強化を考慮し実施した施策であったとしても、「中心市のみの発展 のため」と受け取られかねない。

(市町村間での地域の実情の相違による合意形成・利害調整の困難)

- 市町村間で連携事業に対する優先度や地域実情が異なり、こうした温度差がある中で、圏域全体でバランスをとりながら取組 を進めることや、事業実施に係る経費負担を含めた調整に苦慮。
- 各市町において、抱える課題や重要視している施策が違うことから、連携して取り組むことに対して十分な効果が得られない などの意見がある。
- 既存事業の連携を検討する際に、各市町村の運用方法を統一するなど政策的判断が必要なものもあり、<u>連携事業を行うまで</u> に時間を要する場合がある。
- 当初は、全ての取組を全ての市町村で取り組まなければならないと考えていたが、<u>現在は、政策目標や地域課題の合致など</u> 条件が整った市町村で取組を進めて実績を積んでおり、制度を上手く活用でき始めている。

連携中枢都市圏ビジョン策定における合意形成・利害調整(イメージ)

- 連携中枢都市圏ビジョンは、連携中枢都市が、連携中枢都市圏形成に係る連携協約を締結した連携中枢都市及び 近隣市町村の区域の全部を対象として、目指すべき将来像や具体的取組等について記載するもの。
- 連携中枢都市は、連携中枢都市圏ビジョンの策定又は変更に当たっては、各近隣市町村に関連する部分について 当該市町村と個別に十分な協議を重ねたうえで行うものとされている。ビジョンの内容は、地域全体で一律のもので なく、近隣市町村の事情に応じて多様になることが想定されるところ、全ての市町村の合意がなくても策定、変更等 ができなくなることにはならない。



都市圏ビジョン策定の協議イメージ

圏域内全市町村

との協議

圏域内一部市町村 との協議

•首長会議(1回実施) 出席者:各市町村長等

·企画担当課長会議(4回実施)

出席者:各市町村企画担当課長

各連携事業候補につい て、連携希望市町村の担 当者による個別協議(全 連携事業約1/3で実施)

都市圏ビジョン懇談会(3回実施)

構成:圏域内3大学、さっぽろ産業振興財団、北海道観 光振興機構、圏域内2地銀、札幌市医師会、札幌地区バ ス協会、道農協、道社協、その他経済団体 等)



圏域内住民への意見募集(パブリックコメント)

札幌市が全市町村住民を対象に、都市圏ビジョン (案)に対する意見募集(パブリックコメント)を実施。



都市圏ビジョンの策定

連携中枢都市圏ビジョンにおける連携事業の位置付け(イメージ)

○ 連携中枢都市圏では、連携中枢都市及び近隣市町村が連携協約に基づき推進する具体的取組の内容を「都市圏 ビジョン」に定めている。その上で、当該ビジョンに基づき、各市町村が実施するか、地方自治法に基づく事務の共 同処理(地方自治法第252条の3~第252条の17)や民事上の契約等により事業を実施。

〈熊本連携中枢都市圏ビジョンの例〉

施設の相互利用

2HV A 1H-	_ , ,,,,,	•							
	熊本市	宇土市	宇城市	阿蘇市	合志市	美里町	玉東町	大津町	菊陽町
PRESERVE	0		0		0		0	0	0
関係市町村	高森町	西原村	南阿蘇村	御船町	嘉島町	益城町	甲佐町	山都町	
	0	0			0				
事業内容	病児・病後児保育事業について、圏域市町村に存する施設において熊本市と近								
尹 未 円 谷	隣市町村の住民が相互に利用できるようにする。								
	<熊本市>								
関係市町村	病児・病後児保育事業について近隣市町村の住民も対象として実施する。								
の役割分担	<近隣市町村>								
の役割ガ担	病児・	病後児保	育事業を	実施して	いる市町	村にあっ	ては、熊	本市の住	民も対象
	として集	施する。							



熊本市ほか8市町村は、小学校6年生までの児童につい て、相互に病児・病後児保育を実施。

中心市施設の利用

十ついりにはくくとなりいり									
	熊本市	宇土市	宇城市	阿蘇市	合志市	美里町	玉東町	大津町	菊陽町
関係市町村	0	0	0	0	0	0	0	0	0
医 抹 印 叫 শ	高森町	西原村	南阿蘇村	御船町	嘉島町	益城町	甲佐町	山都町	
	0	0	0	0	0	0	0	0	
事業内容	熊本市	配偶者暴	力相談支	援センタ	ーにおい	て、関係	市町村の	DV被害	者を対象
争来的	とした相談事業を行うほか、DV防止に関する啓発事業等を実施する。								
	<熊本市>								
熊本市配偶者暴力相談支援センターにおいて、近隣市町村のDV被					DV被害	者からの			
	相談を受	け付ける	0						
関係市町村熊本市が開催するDV防止に関する啓発事業等について近隣市町村				与町村に対	けして情				
の役割分担	報提供を行う。								
	<近隣市	町村>							
	熊本市	が実施す	るDV相	談事業及	ぴDV防.	止啓発事	業について	て、住民~	周知を
	行う。								

熊本市では、他の市町村のDV被害者からの相談を受付。

機関の共同設置

	熊本市	字土市	宇城市	阿蘇市	合志市	美里町	玉東町	大津町	菊陽町
関係市町村	0			0		0	0	0	0
判 称 [[] 四] 个]	高森町	西原村	南阿蘇村	御船町	嘉島町	益城町	甲佐町	山都町	
	0	0	0						
事業内容	行政不服審査法の規定に基づき、審理員意見書の審議等を行う第三者機関(附								
尹 来 內 谷	属機関)を共同設置する。								
	<熊本市>								
関係市町村	地方自治法第252条の7第1項に規定する規約の定めるところによる。								
の役割分担	<近隣市町村>								
	地方自治法第252条の7第1項に規定する規約の定めるところによる。								



熊本市ほか8市町村は、行政不服審査法に基づく諮問機 関を共同設置(地方自治法第252条の7第1項)。

災害への対応

	熊本市	宇土市	宇城市	阿蘇市	合志市	美里町	玉東町	大津町	菊陽町	
PP 45 -1. m- 11	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
関係市町村	高森町	西原村	南阿蘇村	御船町	嘉島町	益城町	甲佐町	山都町		
	0	0	0	0	0	0	0	0		
	熊本市	iにおいて	、隣接す	る市町村	住民を対	象に、指	定緊急避	難場所へ	の避難訓	
事業内容	練等を実	練等を実施し、広域的な避難体制を構築する。								
争 未 们 谷	平成 15 年 7 月に締結した「熊本県市町村災害時相互応援に関する協定」に基									
	づき、被災市町村に対して、物資及び資機材の提供、職員の派遣等の応援を行う。									
	<熊本市>									
	防災訓練等を実施するに当たって、関係団体及び参加する近隣市町村との協							との協議		
	を行う。									
関係市町村	災害時には被災市町村への応援に当たる。									
の役割分担	担 <近隣市町村>									
	熊本市が実施する防災訓練等に参加する近隣市町村にあっては、熊本市と、避									
	難所の運営、避難訓練参加者との打ち合わせ等に関する協議を行う。									
	災害時には被災市町村への応援に当たる。									



全市町村が、災害訓練における広域的な避難体制の構築及び災害時における相互応援を実施。

定住自立圏・連携中枢都市圏における個別行政分野の計画の共同作成

第32次地方制度調査会 第27回専門小委員会資料を加工

- 連携が進展している定住自立圏・連携中枢都市圏において、個別の行政分野における事務処理や事業実施にあ たっての計画や方針を市町村が共同して作成し、これに基づき地域で一体となった公共交通・まちづくり・防災等の 取組を推進している事例が見られる。
- こうした事例では、協定(連携協約)や「共生ビジョン(都市圏ビジョン)」において、計画や方針の共同作成に取り組 むものとしており、その上で、中心市が計画案の作成や近隣市町村との調整等、共同作成にあたって一定の役割 を果たすことを定めている事例もある。

①「地域公共交通網形成計画」等の作成

- 構成市町村で「地域公共交通網形成計画」、「地域公共 交通再編実施計画 を共同作成。
- 市町村の区域をまたぐ広域的な路線の再編や新規設定 について記載。

③「国土強靱化地域計画」の作成

- 構成市町村で「国土強靭化地域計画」を共同作成。
- 広域避難態勢の強化や広域的な防災拠点の整備・活用 に関する連携等について記載。

(2)「広域的な立地適正化の方針」の作成

- 構成市町村で「広域的な立地適正化の方針」を共同作 成。
- 救急救命センター等の高次都市機能に関し、自治体間 の連携や整備の役割分担等を記載。

(4)「地球温暖化対策地方公共団体実行計画」の作成

- 構成市町村で「地球温暖化対策の推進に関する法律」 に基づく「地方公共団体実行計画」を共同作成。
- 地球温暖化対策に資する施策等の共同での検討や実 施について記載。

(注)

- 1. 「地域公共交通網形成計画」とは、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」に基づく法定計画であり、都道府県又は市町村が、単独又は共同で、交通事業者など地域の関係者と連 携しつつ、地域公共交通の現状・問題点、課題の整理を踏まえて、公共交通ネットワーク全体を一体的に形づくり、持続させることを目的に、地域全体の公共交通の在り方、住民・交通事 業者・行政の役割を定める地域公共交通に関するマスタープランとして策定することができるもの。「地域公共交通再編実施計画」は、「地域公共交通網形成計画」を実現するための実施 計画の一つであり、 「地域公共交通網形成計画」において、地域公共交通再編事業に関する事項を記載した場合、事業者等の同意のもとに、作成することができる。
- 2. 「立地適正化計画」とは、「都市再生特別措置法」に基づく法定計画であり、市町村が、都市全体の観点から、居住機能や福祉・医療・商業等の都市機能の立地、公共交通の充実に関する 包括的なマスタープランとして策定することができるもの。複数の市町村で広域生活圏や経済圏が形成されている場合等には、「広域的な立地適正化の方針」を作成した上で、これを踏ま えて各市町村の立地適正化計画を連携して作成することが望ましいとされている。
- 3. 「国土強靱化地域計画」とは、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」に基づく法定計画であり、都道府県又は市町村が、国土強靱化の観 点から、地方公共団体における様々な分野の計画等の指針となるものとして策定することができるもの。
- 4. 「地方公共団体実施計画」とは、「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づく法定計画であり、都道府県及び市町村が、単独で又は共同して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業 30 に関し、温室効果ガスの排出量の削減のための措置等に関する計画を策定するものとされている。

計画段階における広域連携の具体的取組事例① (地域公共交通)

第32次地方制度調査会 第27回専門小委員会資料を加工

- 八戸圏域連携中枢都市圏(当初は定住自立圏)の中心市である八戸市は、近隣町村と連携して、「地域公共交通網 形成計画」、「地域公共交通再編実施計画」を共同で作成。
- (定住自立圏時の取組として)定住自立圏形成協定の締結、共生ビジョンの作成を通じて、計画の共同作成や八戸 市の役割について合意されている。

連携内容・連携に至る経緯

- 平成20年度に、八戸市は定住自立圏の先行実施団体に選定。
- 定住自立圏構想の中では、「結びつきやネットワークの強化」に 対する取組が必須となっていることもあり、地域公共交通の維 持・活性化のための施策について、重点的に検討。
- 平成21年9月に、八戸市と近隣6町1村で定住自立圏を形成後 「圏域公共交通計画」(法定でない任意の計画)の作成のため、八戸 市、近隣町村、県、交通事業者等で構成される協議会を設置。 八戸市が事務局となって、計画素案の作成、近隣町村への意 見照会・意見集約、交通事業者との調整等を実施。
- 平成22年11月に、「圏域公共交通計画」を共同作成。その後、 平成26年3月に、「第2次圏域公共交通計画」を共同作成。
- 八戸市は、平成28年3月に、単独で地域公共交通活性化・再生 法(平成26年改正後)に基づく「地域公共交通網形成計画」を作成。
- 平成29年3月に、定住自立圏から連携中枢都市圏へ移行。
- 八戸市、近隣町村等で地域公共交通活性化・再生法に基づく 協議会を設置し、一の「地域公共交通網形成計画」、「地域公共 交通再編実施計画」を作成。
- ●「地域公共交通再編実施計画」については、料金設定や財政負 担の面で近隣町村や民間事業者との調整が必要になるところ、 八戸市が近隣町村や民間事業者と個別に調整を行った。



協定(連携協約)や共生ビジョン(都市圏ビジョン)における計画の共同作成に係る記載例①

八戸圏域連携中枢都市圏の例(地域公共交通計画)

- ※計画の作成については八戸圏域定住自立圏において共生ビジョンに掲載
- ※八戸圏域定住自立圏は八戸市の中核市移行に伴い平成29年3月に定住自立圏から連 携中枢都市圏に移行

〈定住自立圏形成協定〈ハ戸市と三戸町〉

※甲:八戸市 乙:三戸町

- (2) 結びつきやネットワークの強化に係る政策分野
 - ア 地域公共交通

(仮称)圏域公共交通計画の策定及び推進

a 取組の内容

圏域内における通勤、通学、通院、買物等の日常生活を営む上で必要不可欠な住民の足としての公共交通の維持・確保を図るため、公共交通事業者(以下「交通事業者」という。)を交えて、地域の実情に即した、多様で持続可能な公共交通体系のあり方と対応策をまとめた(仮称)圏域公共交通計画(以下「圏域交通計画」という。)を策定し、推進する。

- b 役割分担
 - (a) 甲の役割
 - (i) 乙、関係町村及び交通事業者と共同して、圏域交通計画を策定し、推進す

る。

- (ii) 圏域交通計画の策定に要する費用を負担する。
- (b) 乙の役割

甲、関係町村及び交通事業者と共同して、圏域交通計画を策定し、推進する。

〈共生ビジョン〉

連携施策 (協定項目)	事業名	取組内容
地域公共交通 (第3(2)ア)	八戸圏域公共交通計画 の策定	効率的・効果的な公共交通体系 のあり方と対応策をまとめた <u>八</u> <u>戸圏域公共交通計画を策定</u> し、 必要な見直しを行う。

- 八戸市と近隣町村で、「圏域公共交通 計画」を共同作成。
- ↑○ 「圏域公共交通計画」の策定に要する ↑ 費用は、八戸市が負担。

計画段階における広域連携の具体的取組事例② (広域的な立地適正化の方針

第32次地方制度調査会 第27回専門小委員会資料を加工

- 播磨圏域連携中枢都市圏の中心市である姫路市は、近隣市町と連携して、各市町が法定の立地適正化計画を作 成する際の基本方針となる「広域的な立地適正化の方針」を共同で作成。
- 連携協約の締結を通じて、高度な中心拠点の整備・広域的公共交通網の構築や姫路市の役割について合意され ている。

連携内容・連携に至る経緯

- 平成27年4月、姫路市と近隣市町は、連携中枢都市圏を形成。
- 平成27年度に、国交省の関与のもと、姫路市を含む圏域内の 複数市町、交通事業者等で構成される「鉄道沿線まちづくりに 関する勉強会」を設立。公共施設の相互利用・共同管理・施 設再編の手法や効果について検討。
- 平成27年12月に、国土交通省が「鉄道沿線まちづくりガイドラ イン」を策定・公表。
- 平成28年5月に、国の財政措置(事業)を契機とし、「広域的 な立地適正化の方針」の作成のため、圏域内の複数市町、交 通事業者等で「鉄道沿線まちづくり協議会」を設立。
- 姫路市が「広域的な立地適正化の方針」の作成に要する費用 を負担するとともに、事務局として、方針案の作成や近隣市町 からの意見を集約・反映。
- 圏域における人口の将来見通し等の分析や、都市構造上の 課題等の収集を踏まえ、平成29年3月、圏域内の複数市町の 区域を対象とする「広域的な立地適正化の方針」を作成。
 - ※当該複数市町は、連携中枢都市圏を構成済みであるとともに、一体 的な都市計画区域を有しており、連携の素地あり。
- 救急救命センターや大学等の高次都市機能に関し、自治体 間による連携や整備の役割分担などを記載。
- 各市町では、「広域的な立地適正化の方針」に基づき立地適 正化計画を策定。高次都市機能については中心市と連携して 機能を確保する旨を記載。

〈播磨圏域鉄道沿線まちづくり協議会の構成〉

:播磨圏域鉄道沿線まちづくり協議会

委員 :(地方公共団体) 姫路市、たつの市、太子町、福崎町

(公共交通事業者) 山陽電気鉄道㈱、西日本旅客鉄道㈱、神姫バス㈱

特別委員:兵庫県

特別顧問: 国土交通省

〈活動計画〉





※「広域的な立地適正化の方針」より抜粋

協定(連携協約)や共生ビジョン(都市圏ビジョン)における計画の共同作成に係る記載例②

播磨圏域連携中枢都市圏の例(広域的な立地適正化の方針)

「〈連携協約(姫路市とたつの市〉

※甲:姫路市

- (2) 高次の都市機能の集積・強化
- b 高度な中心拠点の整備·広域的公共交通網の構築
- (a)取組内容

圏域全体に対する高度で専門的な都市的サービスを提供 し、圏域の内外から多様な人々が集まり、また、大都市への 若者の流出に歯止めをかける環境を構築する役割を担って いくため、魅力的でより質の高い都市的サービスを提供する 高次都市機能の集積した中心拠点の整備及び広域的公共 交通網の構築に取り組む。

(b)役割分担

i甲の役割

圏域全体に対する高度で専門的な都市的サービスを提供するため、<u>甲の地域内で高度な中心拠点の整備を進めるとともに</u>、圏域の中心として広域的公共交通網の構築に取り組む。

·〈播磨圏域鉄道沿線まちづくり協議会規約〉

(経費の負担)

第7条 協議会に要する経費は、各市町の負担金及びその他の収入をもって充てる。ただし、<u>広域方針の作成に要する費用は、各市町との播磨圏域連携中枢都市圏形成連携協約書に基づき、連携中枢都市である姫路市で負担する</u>こととする。

- 姫路市が、圏域全体に対する高度な都市的サービスを提供するため、姫路市内の高度な中心拠点の整備や圏域の中心として広域的公共交通網の構築に取り組む。
- 姫路市が「広域的な立地適正化の方 \ 針」の作成に要する費用を負担。

計画段階における広域連携の具体的取組事例③(国土強靭化地域計画)

- 八戸圏域連携中枢都市圏の中心市である八戸市は、近隣町村と連携して、「国土強靱化計画」を共同で作成。
- 連携協約の締結、都市圏ビジョンの作成を通じて、計画の共同作成や八戸市の役割について合意されている。

連携内容・連携に至る経緯

- 八戸圏域連携中枢都市圏では、都市圏ビジョンに基づく連携事業である「安全・安心情報発信事業」について、毎年、8市町村が集まって事業内容を協議しているところ。
- 平成29年6月に、「国土強靭化地域計画」について、<u>合同で策定した方が各市町村の負担が軽減されることや、洪水や津波といった共通リスクに対して広域的な視点で災害対策に取り組むことができるといった共通認識から共同作成について合意。</u>
- 平成29年度中に八戸圏域連携中枢都市圏ビジョンの連携事業に計画の共同作成を位置づけ、平成30年度に計画を作成。(八戸市は、計画作成ための会議の事務局として、計画案の作成や近隣町村からの意見集約等を実施。)

〈今後検討予定の連携項目〉

(7) 区域的17 足以足路域口/									
連携項目	概要								
避難体制の検証・強 化	災害時における住民避難の実効性を確保するため、圏域市町 村の境界にある避難所の相互利用や避難経路等を検証し、避 難体制の強化につなげます。								
防災拠点の整備	災害時における防災活動の拠点として、八戸市が建設中の八 戸市長根屋内スケート場及び当該スケート場を含む長根公園 について、広域的な防災拠点としての活用方法を検討します。								
自主防災組織情報交 換会の実施	圏域の自主防災組織の充実・強化を図るため、関係市町村の 自主防災組織が相互に情報を交換できる場を設けます。								
防災関連マニュアル の共有	圏域市町村全体の防災力向上を図るため、避難所運営マニュ アルや初動体制マニュアル等を共有します。								

※八戸圏域8市町村国土強靱化計画(概要版)より一部抜粋

〈検討体制〉

(1) 庁内策定体制

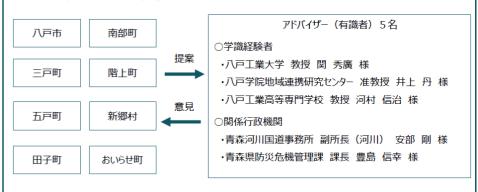
- ①庁内策定会議 (次長級)
 - ・各部等の筆頭課担当次長で構成する。(17部等:17名)
 - ・4回程度の会議を開催し、計画内容の確認等を行う。
- ②庁内作業部会(GL級)
 - ・各課等のGL級職員1名で構成する。(72課等:72名)*予定
 - ・第1回部会で全体説明を行った上で、各課等ごとに調査票を作成する。 内容について各課間の調整が必要な場合は、随時会議を開催する。

(2) 市町村担当課長会議

- ・8市町村の防災担当課長で構成する。
- ・4回程度の会議を開催し、計画に関する協議・意見調整を行う。

(3) 検討会議(有識者)

- ・8市町村の防災担当課長及び市内大学、国、県の有識者5名で構成する。
- ・4回程度の会議を開催し、専門的知見からの意見を聴取する。



協定(連携協約)や共生ビジョン(都市圏ビジョン)における計画の共同作成に係る記載例③

八戸圏域連携中枢都市圏の例(国土強靭化地域計画)

〈連携協約(八戸市と三戸町〉

※甲:八戸市 乙:三戸町

連携施策	取組内容	甲の役割	乙の役割
安全・安心な まちづくりの 推進	安全・安心なまちづくりを推進するため、災害や暮らしの安全・安心に関する情報の電子メールによる配信及びその利用者の拡大を進めるとともに、福祉避難所を指定する等、各種連携事業に取り組む。	安全・安心なま ちづくりの推進 に向け、 <u>圏域の</u> 中心的役割を担 うとともに関係 町村と連携を推 進する。	甲と連携して実 施する事業につ いて、 <u>協力して</u> 取り組む。

〈都市圏ビジョン〉

事 業 名	72 国土強勒	羽化地域計画排	推進事業	関係市町村	全市町村	
内容	 ・平成30年度に国土強靭化地域計画を連携市町村合同で策定する。 ・平成31年度以降は、計画推進に向けた情報共有及び協議を行い、圏域全体の強靭化の取組を推進する。 ・必要に応じて計画の見直しを行う。 					
効 果	・国土強靭化地域計画に基づいた施策を圏域全体として推進することにより、 強靭な地域の形成が図られる。					
成果指標	指	指標 現状値		調査時点)	目標値(達成年・年度)	
	合同会議の開催数		_		7 回	
	(累計)				(H33 年度)	
事業費見込額	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度	33 年度	計
(単位:千円)		7, 542	215	5		
活用を想定す る補助制度等						
関係市町村の 役割分担	八戸市	・計画策定及び推進のため、連携町村への情報提供や助言、調整を行う。 ・連携町村と協議の上、必要な費用を負担する。				
	連携町村	・ <u>データの提供や資料を作成</u> する。 ・関係市町村と協議の上、必要な費用を負担する。				

- 八戸市が安全・安心なまちづく りの推進に中心的役割を担う。
- 八戸市と近隣町村は「国土強靱 化地域計画」を共同で作成。
- 八戸市は計画作成のための近隣 町村への助言・調整等を、近隣町村 は八戸市へのデータ提供等を行う。

計画段階における広域連携の具体的取組事例④ (地球温暖化対策地方公共団体実行計画)

○ 熊本連携中枢都市圏の中心市である熊本市は、近隣市町村と連携して、「地球温暖化対策の推進に関する法律」 に基づく「地方公共団体実行計画」を共同で作成中。

各市町村

庁内会議

首長説明

18市町村

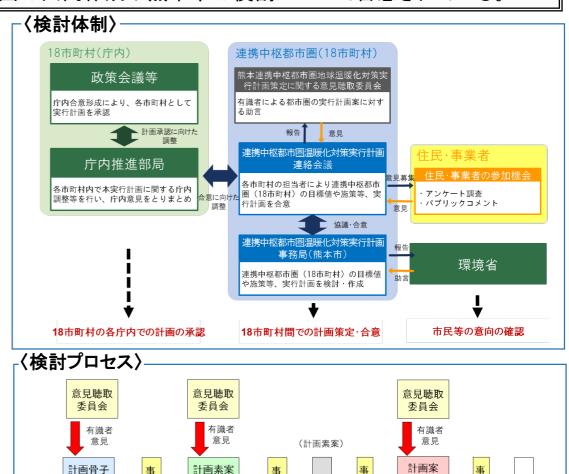
各市町村

庁内会議

連携協約の締結、都市圏ビジョンの作成を通じて、計画の共同作成や熊本市の役割について合意されている。

連携内容・連携に至る経緯

- 熊本市では、H22.3に、「地球温暖化対策の推進に関する 法律」に基づく「地方公共団体実行計画」として、「熊本市 低炭素都市づくり戦略計画」を策定。
- H28.5に同法が改正され、市町村が共同して「地方公共 団体実行計画」を作成することができる旨が規定。
- 熊本市は、広域的な連携を通した地球温暖化対策に係る 情報・ノウハウの共有、地球温暖化対策に資する施策や 事業について共同での検討や実施を推進することにより、 取組の更なる高度化・効率化・多様化とともに圏域の持続 的発展が期待できると考え、H30.11に、近隣市町村に対し 「地域公共団体実行計画」の共同作成を提案。
- H31.1に、熊本連携中枢都市圏連絡会議(首長会議)に おいて、圏域内13市町村での「地方公共団体実行計画」の 共同作成が合意された。
- 熊本市から、熊本連携中枢都市圏全域での共同作成に ついての調整を行った結果、R2.1に、熊本連携中枢都市圏 連絡会議(首長会議)において、圏域内全18市町村での 共同作成に合意するとともに、「熊本連携中枢都市圏で 2050年温室効果ガス排出実質ゼロを目指す」ことを表明。
- R2年度までに熊本連携中枢都市圏全域で共同作成する 予定。熊本市は共同作成のための連絡調整会議の事務 局として、計画素案の作成、近隣市町村や有識者への 意見照会、進捗管理等を実施。



本市)で集 計画素案に反映 (首長説明) (首長説明) 約 意見等 18市町村 18市町村 出典:熊本市からのヒアリング、熊本市HPなどをもとに事務局作成

各市町村

庁内会議

協定(連携協約)や共生ビジョン(都市圏ビジョン)における計画の共同作成に係る記載例④

熊本連携中枢都市圏の例(地方公共団体実行計画)

〈連携協約(熊本市と菊池市〉

※甲:熊本市 乙:菊池市

(13)	環 境	取組内容	良好な自然環境を維持し、持続可能な資源循環型の社	
の(呆全		会を形成するため、環境の保全に取り組む。	
		甲の役割	乙と連携して環境の保全に取り組むとともに、圏域に	
			町村全体の調整を行う。	
		乙の役割	甲と連携して環境の保全に取り組む。	

〈都市圏ビジョン〉

地球温暖化に関しては、地球規模で取り組む喫緊の課題として、新たな国際枠 組みである「パリ協定」が採択され、国は新たな温室効果ガス削減目標(2030年 26%、2050 年 80%) を定めた「地球温暖化対策計画」を策定、また、連動して、「エ ネルギー基本計画」も、再生可能エネルギーの主力電源化、エネルギーの転換、 脱炭素化などの実現を目指し改訂したところである。

能本市では、今後、更なる地球温暖化対策を効果的かつ確実に推進するため、 事業内容 2019 年度に「熊本市低炭素都市づくり戦略計画(各自治体で策定する「地方公共 団体実行計画」の熊本市版)」の改訂とともに、新しい「エネルギー基本計画」 に沿った、区域内での創エネ(災害時に必要なエネルギーを確保することもでき る再生可能エネルギー導入)・省エネ・蓄エネの目標、エネルギー転換の促進な どを定めた「地域エネルギービジョン」を合わせて策定する予定であるが、策定 業務の効率性及び計画・ビジョンの効果を考慮し、熊本連携中枢都市圏域での策 定を行う。

<能本市>

関係市町村 の役割分担

地方公共団体実行計画及び地域エネルギービジョンの改訂・策定、進捗管理に 関する事務を主体的に行うとともに、本件に関する連絡調整会議の事務局とし て、関係市町村全体の連絡調整を行う。

<近隣市町村>

連絡調整会議に出席し、必要に応じ、熊本市に対し、データ提供などを行う。

- 熊本市が、圏域全体の環境の保全について 近隣市町村全体の調整を担う。
- 熊本市は、「地方公共団体実行計画」の共 同作成のための連絡調整会議の事務局として、 近隣市町村全体の連絡調整を実施。

公共私の連携の充実について

定住自立圏・連携中枢都市圏における合意形成・利害調整の枠組み(再掲)

○ 核となる都市のある地域における市町村間連携として取組が進められている定住自立圏・連携中枢都市圏については、①中心市宣言、②協定・連携協約の締結、③ビジョンの策定、④定期的な協議が行われるものとされており(国の助言(要綱))、合意形成・利害調整も、こうした枠組みにおいて行われている。

① 連携中枢都市宣言(中心市宣言)

○ 地方圏において相当の規模と中核性を備える中心都市が、近隣の市町村との連携に基づいて、<u>都市圏の将来像を描き、圏域全体の経済をけん引し圏域の住民全体の暮らしを支えるという役割を担う意思</u>を有すること等を表明

② 連携協約 (定住自立圏形成協定) の締結

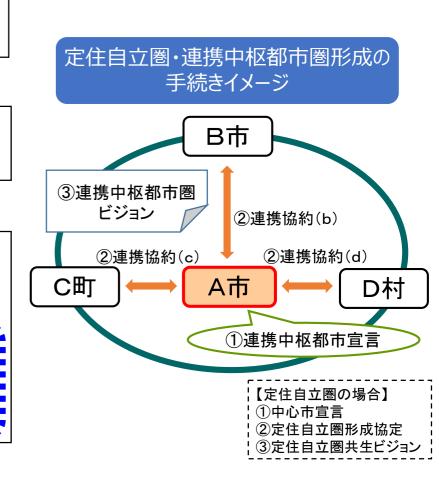
〇 中心市と近隣市町村が、<u>圏域全体の方向性、連携する分野、役割分担等を</u> 規定した連携協約(定住自立圏形成協定)を締結 ※ 議会の議決を要する

③ 連携中枢都市圏ビジョン(定住自立圏共生ビジョン)の策定

- 中心市が、連携中枢都市圏(定住自立圏)を対象として、<u>連携協約(定住自</u> 立圏形成協定)に基づく具体的取組等について、各近隣市町村と当該市町村 に関連する部分について協議を行い策定
- 関係者の意見を幅広く反映させるため、産学金民の関係者を構成員(※)とし た「連携中枢都市圏ビジョン懇談会(圏域共生ビジョン懇談会)」において検討
- ≪構成員≫・産業、大学・研究機関、金融機関、医療、福祉、教育、地域公共交通等の代表者
 - ・地域コミュニティ活動・NPO活動の関係者
 - ・大規模集客施設、病院等都市集積が生じている施設等の関係者 等

④ 定期的な協議・ビジョンの進捗管理

- 中心市と近隣市町村の長の<u>定期的な協議</u>
- ビジョンについて、KPIを設定し<u>進捗管理</u>



※連携中枢都市圏構想推進要綱・定住自立圏構想推進要綱 をもとに作成

定住自立圏共生ビジョン懇談会・連携中枢都市圏ビジョン懇談会(要綱)

〇総務省自治行政局長「定住自立圏構想推進要綱について(通知)」(平成20年12月26日総行応第39号)ほか

【定住自立圏構想推進要綱】

- 第6 定住自立圏共生ビジョン
- (2) 定住自立圏共生ビジョンの定義

定住自立圏共生ビジョンは、宣言中心市が、当該宣言中心市を含む定住自立圏を対象として(3)に規定する事項について記載するものであって、その策定又は変更に当たって、民間や地域の関係者を構成員として宣言中心市が開催する協議・ <u>懇談の場(以下「圏域共生ビジョン懇談会」という。)における検討を経て</u>、各近隣市町村と当該市町村に関連する部分について協議を行ったものをいう。

(4) 圏域共生ビジョン懇談会の構成員等

圏域共生ビジョン懇談会の構成員は、定住自立圏共生ビジョンの策定又は変更に当たって<u>関係者の意見を幅広く反映させるため、定住自立圏の取組内容に応じて、医療、福祉、教育、産業振興、地域公共交通等定住自立圏形成協定等に関連する分野の代表者や、地域コミュニティ活動・NPO活動の関係者等に加えて、大規模集客施設、病院等都市集積が生じている</u>施設等の関係者を含めることが望ましい。

〇総務省自治行政局長「地方中枢拠点都市圏構想推進要綱について(通知)」(平成26年8月25日総行市第200号)ほか ※平成27年1月に「地方中枢拠点都市圏構想推進要綱」を「連携中枢都市圏推進要綱」へと改正

【連携中枢都市圏構想推進要綱】

- 第6 連携中枢都市圏ビジョン
- (2) 連携中枢都市圏ビジョンの定義

連携中枢都市圏ビジョンは、宣言連携中枢都市が、当該宣言連携中枢都市を含む連携中枢都市圏を対象として(3)に規定する事項について記載するものであって、その策定又は変更に当たって、民間や地域の関係者を構成員として宣言連携中枢都市が開催する協議・懇談の場(以下「連携中枢都市圏ビジョン懇談会」という。)における検討を経て、各連携市町村と当該市町村に関連する部分について協議を行ったものをいう。

(4)連携中枢都市圏ビジョン懇談会の構成員

連携中枢都市圏ビジョン懇談会の構成員は、連携中枢都市圏ビジョンの策定又は変更に当たって<u>関係者の意見を幅広く反映させるため、連携中枢都市圏の取組内容に応じて、産業、大学・研究機関、金融機関、医療、福祉、教育、地域公共交通等、連携中枢都市圏形成に係る連携協約等に関連する分野や機関の代表者や、地域コミュニティ活動・NPO活動の関係者等に加えて、大規模集客施設、病院等都市機能の集積や強化を検討している施設等の関係者を含めることが望ましい。</u>

公共私の連携の充実(現場の意見)

○ 連携中枢都市圏での取組を推進している32圏域による意見交換会(令和元年11月総務省開催)、定住自立圏の中心市 (114市)に対する調査(令和元年7月総務省実施)等では、公共私の連携に関して、共通の地域課題等の解決に民間の取組を活用するなど、公共私の連携を強化しているという意見がある一方、連携中枢都市圏における取組を今後さらに創出・拡充していくためには、産学金民といった共私の主体との連携がより一層必要であるという意見が寄せられている。

(公共私の連携強化のための取組)

- 民間企業と連携したまちづくりの推進包括連携協定を結んでいた民間企業と、連携中枢都市圏として改めて協定を結び、圏域の特産品の商品化や、災害物資の供給等を連携して行っている。
- 創業支援事業として、クラウドファンディングや社会起業家加速化支援プログラムを圏域で取り組んでいる。また、スモールスタート支援事業として、起業まで結びつかなくとも、<u>圏域共通の地域課題やコミュニティの課題等を解決するための民間の取</u>組について、助成を行っている。
- ビッグデータ等の利活用・分析が可能な専門人材を育成するため、民間企業同士の出資により法人を設立し、専門人材や起業家の創出等に取り組んでいる。

(公共私の連携の課題)

- 取組の新規拡充を意識しているが、徐々に困難になってきており、<u>圏域住民や民間企業等を更に巻き込んで展開していく必要があると感じている</u>。
- 地域資源を活用し、地域経済の循環につながる取組を進め、経済成長のけん引を図っていくためには、行政以外の<u>産学金民</u>が主体となった取組のさらなる拡大が必要。
- 取組の持続性を確保するため、民間企業も交えた事業の検討が必要であるとともに、産学金官民による効果的なフォローアップ体制の構築に苦慮している。

公共私の連携の充実①(連携中枢都市圏ビジョン懇談会の開催状況)

- 連携中枢都市圏ビジョンを作成・変更する際、圏域内の関係者の意見を幅広く反映させるために開催することとされている「ビジョン懇談会」について、多くの連携中枢都市圏ではビジョン改訂時等の定例的な開催にとどまっているが、事業の進捗状況の報告や新規事業の意見交換等、複数回にわたり緊密に協議している事例もある。
- 公共私の連携の充実による広域連携の取組の深化を図るにあたっては、ビジョン懇談会において地域の多様な主体の意見を反映し、新たなプロジェクトが生み出される体制を構築していくことが必要ではないか。

【ビジョン懇談会の開催頻度】 ※HP等にて確認したH30年度までの開催実績を元に作成(28圏域)

年3回開催	年2回開催	年1回開催	適宜開催(ビジョン改訂時等)
2圏域	5圏域	11圏域	10圏域

備後圈域連携中枢都市圏(福山市)

毎年度3回程度ビジョン懇談会を開催し、産学金の各団体からの意見を踏まえて圏域事業の検証や進捗管理、新規事業の検討等を実施。

【主な参加者】

福山商工会議所会頭、ひろしま産業振興機構福山支所長、福山大学学長、広島銀行専務執行役員、福山市農業協同組合代表理事専務、福山観光コンベンション協会専務理事 等

【主な内容】

第1回(年度当初)

:前年度事業の効果検証、今年度事業について 等第2回(年度中間)

: 今年度事業の進捗状況、次年度の連携事業について 等 第3回(年度末)

: 次年度施策案について 等

久留米広域連携中枢都市圏(久留米市)

ビジョン懇談会全体会と、「経済成長のけん引分科会」「都市機能・ 生活関連機能サービス検討分科会」の2つの分科会をそれぞれ毎 年度1回程度開催し、産学金官民の各団体と施策の分野別での 具体的な意見交換を実施。

【主な参加者】

久留米大学教授、久留米市農業協同組合営農事業部長、大刀洗町商工会理事、各市観光協会事務局長、大木町観光農園代表、福岡銀行県南地区副本部長、聖マリア病院業務管理部長、西鉄バス久留米営業本部長、うきは市男女共同参画センター所長、地域おこし協力隊 等

【主な内容】

全体会

: 前年度事業実績、当該年度事業計画、KPIについて 等 分科会

: 当該年度事業進捗状況、次年度事業計画 等

公共私の連携の充実②(連携施策:福山市)

- 備後圏域連携中枢都市圏では、産学金官の連携・役割分担、民間主体の連携事業を促進するため、備後圏域内の産学金官民で組織する「びんご圏域活性化戦略会議」を設置し、連携施策等について意見交換を実施。デニムやワインなど、備後圏域の共通資源を活用して地域活性化を図るとともに、圏域内での経済循環を促進する取組について、民間事業者からの事業提案等を受け実施。
- また、「備後圏域」として民間事業者と連携協定を締結(広島銀行、中国銀行、日本郵便、三井住友海上火災保険)したり、福山市の企画部署・産業振興部署において民間人材の派遣を受け、企画・事業構築段階から民間事業者と連携。

びんご圏域活性化戦略会議

【会議概要】

連携中枢都市である福山市が事務局 となり、圏域内の商工会議所、大学、銀 行、農業協同組合、観光協会等と圏域 の連携施策等について意見交換を実 施(年3回程度開催)

【会議内容】

連携事業の効果検証(成果・課題の 分析)、次年度取組事業の検討、関係 団体(民間企業等)による取組紹介等

※びんご圏域活性化戦略会議の下部組織として「経済」、「都市機能」、「住民サービス」の各研究部会を設置し、取組の分野別で具体的な意見交換を実施(年1回程度)

産学金が主体となった連携事業が着実に増加(実行の輪が広がりつつある)

備中備後ジャパンデニムプロジェクト

再生可能エネルギーの地産地消の推進



共通の地域資源である「デニム」のPRや商品開発などを推進。民間事業者の取組も加速し、中小企業庁のJAPANブランド育成支援事業に採択



循環性を向上させるため、福山市・JFEエンジニアリング・広島銀行が出資して地域新電力会社(福山未来エナジー㈱)を設立。主に圏域を中心に再生可能エネルギーの電源調達と売電を推進

地域の低炭素化と圏域経済の

広島銀行×Fuku-Biz連携融資制度



備後圏域のビジネスサポートセンターであるFuku-Bizの推薦を得られた事業者を対象に、まちのにぎわいの創出に資する事業者の事業化支援のための融資制度「にぎわい」を創設

備後圏域ワインプロジェクト





産学官で備後福山ワイン振興協議会を設立し、共通の地域資源である「ぶどう(ワイン)」のPRや商品開発などを推進。2016年(平成28年)3月には、備後ワイン・リキュール特区認定(県境を越えた市町共同の特区は全国初)

公共私の連携の充実③ (民間事業者からの提案を受け取り組んでいる事業)

- ビジョン懇談会等での協議を通じ、圏域としての新たな取組について民間事業者等からの提案を受け、都市圏ビジョンに盛り込み連携事業に取り組んでいる事例がある。
- こうした共私の主体による連携事業の提案を促す仕組みとして、計画の策定・変更について共私の主体から提案を 受け、これに対して計画策定主体である市町村等の応答義務を設けている法制の例もある。

備後圏域連携中枢都市圏

備中備後ジャパンデニムプロジェクト

備後圏域ワインプロジェクト

再生可能エネルギーの地産地消の推進

広島銀行×Fuku-Biz連携融資制度

※本資料44頁の取組

こおりやま広域連携中枢都市圏

社会起業家加速化支援プログラム 広域圏スモールスタート支援事業

民間主体による地域課題解決のため、起業家や個人等の提案をコミュニティ基金等により伴走支援

瀬戸・高松広域連携中枢都市圏

将来の圏域を担うリーダーの育成(大学連携)

将来の圏域を担うリーダーを育成するため、 大学等との連携を強化し、官民協働海外留 学支援制度での参画や、圏域内企業への 就職に向けた連携等を推進

※各市への聞き取りにより総務省作成

【参考】共私の主体による提案を促す法制の例

〈公共交通〉

• 公共交通事業者や地域公共交通の利用者等は、地方公共団体に、地域公共 交通網形成計画の作成又は変更を提案することができる(地域公共交通の活 性化及び再生に関する法律第7条第1項)。



提案を受けた地方公共団体は、計画の作成又は変更をするか否かを公表。計画を作成又は変更しない場合は、理由を明らかにしなければならない(同条第2項)。

〈まちづくり〉

 まちづくりの推進を図る活動を行うNPO法人等は、都道府県又は市町村に対し、 都市計画の決定又は変更を提案することができる(都市計画法第21条の2第2項)。



都道府県又は市町村は、計画の決定又は変更をする必要がない場合は、 その旨と理由を提案者に通知(同法第40条第1項)。

〈防災〉

 市町村内の一定の地区内の居住者等は、市町村防災会議に対し、市町村地域 防災計画に地区防災計画を定めることを提案することができる(災害対策基本 法第42条の2第1項)。



提案を受けた市町村防災会議は、地区防災計画を定める必要がある場合は、市町村地域防災計画に地区防災計画を定める(同条第3項)。地区防災計画を定める必要がない場合は、その理由を提案をした地区居住者等に通知(同条第4項)。

〈地域振興〉

• 地域再生計画に記載しようとする事業を実施しようとする者や地域再生計画に 関し密接な関係を有する者は、地方公共団体に対して、計画の作成を提案する ことができる(地域再生法第5条第6項)。



提案を受けた地方公共団体は、計画を作成するか否かを、提案をした者に通知。計画を作成しない場合は、理由を明らかにしなければならない(同条第7項)。

【核となる都市のある地域における市町村間連携に当たっての合意形成・利害調整を円滑に行う仕組み】

- 定住自立圏・連携中枢都市圏は、中心市が近隣の市町村と個々に協定・連携協約を締結することによって自主的に形成され、また、「共生ビジョン」「都市圏ビジョン」は、協定・連携協約に基づき中心市が、関係部分について近隣市町村と個別に協議することによって作成する。このように、核となる都市と近隣市町村との間の広域連携に当たっての合意形成・利害調整については、中心市が役割を果たしていることが特徴であるが、
 - ✓ 一定の規模・能力のある都市があり、その都市を核として社会的、経済的な一体性を有する市町村があるという地域の構造に着目して、都市機能、生活機能等の確保を効果的・効率的に行うことができると考えられる、市町村間の広域連携の枠組みを想定した上で、
 - ✓ 広域連携に際しての合意形成・利害調整については、中心市が役割を果たすものとすることによって、(都道府県の関与を前提とせずに)市町村の自主性を尊重しつつ、責任の所在を明確化している点、
 - ✓ また、合意形成・利害調整の手続について、関係部分については関係市町村の合意を得るものとして、全ての事項について全ての市町村の合意がなければ決定できなくなる不都合を回避している点、

について、合意形成・利害調整の円滑化・柔軟化に資するものとなっているのではないか。

○ また、連携する分野について、資源・専門人材の共同活用や、合意形成が容易でない課題への対応を進め、取組内容の深化を図るためには、「共生ビジョン」「都市圏ビジョン」のほか、個別の行政分野(例:公共交通・まちづくり・防災等)においても、事務処理や事業実施の計画段階での連携を図り、市町村間での整合性を確保することが重要であり、計画を市町村が共同で作成することは有用ではないか。

- こうした場合にも、合意形成・利害調整が円滑かつ柔軟に行われるようにすることが課題になるが、 定住自立圏・連携中枢都市圏において、協定・連携協約や、「共生ビジョン」「都市圏ビジョン」に基づ 〈連携の取組として、個別の行政分野における計画の共同作成に取り組むものとする事例、その上 で、中心市が計画案の作成や近隣市町村との調整等共同作成にあたって一定の役割を果たすもの としている事例が見られ、このような取組が参考になるのではないか。
- このような計画段階での合意形成、利害調整の仕組みは、現在は、定住自立圏・連携中枢都市圏として、地方圏において、安心して暮らすことができる地域を形成し、三大都市圏への人口流出を食い止めるための施策として行われているが、今後の急速な人口減少、少子高齢化に向けて、都市機能、生活機能等の確保のために、核となる都市と近隣市町村が連携を行うに当たっての選択肢になり得るのではないか。

【核となる都市と近隣市町村の関係の緊密化】

- 他方で、核となる都市が合意形成・利害調整に当たって中心的な役割を担うにしても、地域の将来像、具体的な取組等について核となる都市が事実上一方的に取りまとめるようなことはあってはならず、例えば、近隣市町村からの積極的な提案を促す等によって、近隣市町村との協議を確実に、かつ、緊密に行うことが重要ではないか。また、市町村間、あるいは共私の主体を含め、職員の人事交流や共同研修の実施などによって、相互理解の促進や一体感の醸成を図ったり、異なる経験や発想を共有し新たなネットワークや施策の形成に生かしていくことも重要ではないか。
 - このような核となる都市と近隣市町村の関係の構築によって初めて、連携の取組への近隣市町村 の積極的な参画が確保され、取組内容の深化も図られ、近隣市町村を含めて全体に効果が及ぶ取 組になるのではないか。
- こうした観点からは、核となる都市と近隣市町村との役割分担を定める連携協約は地方自治法に一般制度として設けられている一方で、定住自立圏・連携中枢都市圏において、地域の将来像、具体的な取組内容等を定める「共生ビジョン」「都市圏ビジョン」は、国の助言(要綱)を踏まえて中心市が作成し、また、その進捗管理は中心市において行われるものとされている。
- この助言(要綱)では、「共生ビジョン」「都市圏ビジョン」の作成に当たっては、関係部分については 近隣市町村に協議するもの、これに基づく具体的な取組の実施状況については定期的に近隣市町 村に協議するものとしているが、このような、核となる都市と近隣市町村との間の広域連携に当たっ ての合意形成・利害調整や、PDCAサイクルの基本的な枠組みにおいて、核となる都市が役割を果 たす場合には、近隣市町村への協議は任意ベースで行う取組ではなく、近隣市町村の十分な参画 を担保できるような仕組みを設けることが検討されるべきではないか。

〇 その上で、近隣市町村との十分な協議を経て、核となる都市が作成した<u>連携の具体的取組等を</u> 定めたビジョンについては、そこに掲載された取組は、定住自立圏・連携中枢都市圏など広域連携 を行う地域全体の利益のために、着実に実施されるべきものであることから、その実効性を担保す ることも併せて検討されるべきではないか。

【公共私の連携の充実】

- 〇 暮らしに必要な医療・介護、買い物、娯楽、交通なども含めた都市機能・生活機能は、産業、大学・研究機関、金融機関、医療、福祉、教育、地域公共交通、地域コミュニティ・NPO等、地域における共や私の担い手によって提供されているものも多いことを踏まえると、<u>市町村間の広域連携における合意形成・利害調整の段階でも、こうした主体の積極的な参画を促し、公共私が連携した取組の推進体制を充実させていくことが重要</u>ではないか。
- 例えば、定住自立圏・連携中枢都市圏においては、暮らしに必要な都市機能・生活機能の確保に向け、地域の将来像、具体的な取組内容等を定める「共生ビジョン」「都市圏ビジョン」の作成に際して、国の助言(要綱)を踏まえ、地域における関係者の意見を幅広く反映させることができるよう、産学金官民の多様な主体が参画するビジョン懇談会における検討を経るものとしているが、このような懇談会において新規事業の意見交換や事業の進捗状況の報告等を一層緊密に行うとともに、さらに進んで、一部の定住自立圏・連携中枢都市圏で見られるように、こうした主体からの提案を受ける仕組みを設け、共私の主体が都市機能・生活機能の確保に積極的な役割を果たすことが考えられないか。

その際、様々な行政分野で公共私が連携の充実に向け、共私の主体が自ら取り組む事業について提案制度が設けられていることが参考になるのではないか。